

衆議院 第七十七回国会 經濟産業委員會 會議録 第八号

平成二十三年五月十一日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 田中けいしゅう君  
理事 石関 貴史君 理事 北神 圭朗君  
理事 楠田 大蔵君 理事 後藤 斎君  
理事 近藤 洋介君 理事 谷畑 孝君  
理事 西村 康稔君  
緒方林太郎君 加藤 学君  
川口 博君 川島智太郎君  
木村たけつか君 菊池長右門君  
斉木 武志君 斎藤やすのり君  
柴橋 正直君 白石 洋一君  
杉本かずみ君 田嶋 要君  
平 智之君 高松 和夫君  
玉城デニ一君 中林美恵子君  
中山 義活君 野田 国義君  
橋本 勉君 花咲 宏基君  
山本 剛正君 吉田おさむ君  
伊東 良孝君 梶山 弘志君  
近藤三津枝君 佐田玄一郎君  
塩谷 立君 高市 早苗君  
橋 慶一郎君 西野あきら君  
望月 義夫君 稲津 久君  
吉井 英勝君 山内 康一君  
園田 博之君

政府参考人 木村 雅昭君  
(資源エネルギー庁次長)  
政府参考人 横尾 英博君  
(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)  
政府参考人 寺坂 信昭君  
(資源エネルギー庁原子力安全・保安院長)  
参考人 班目 春樹君  
(原子力安全委員会委員長)  
經濟産業委員會専門員 綱井 幸裕君

委員の異動  
五月十一日

辞任

補欠選任

川島智太郎君 菊池長右門君  
櫛淵 万里君 玉城デニ一君  
熊田 篤嗣君 野田 国義君  
平 智之君 中林美恵子君  
近藤三津枝君 塩谷 立君  
額賀福志郎君 佐田玄一郎君

同日 辞任

補欠選任

菊池長右門君 川島智太郎君  
玉城デニ一君 櫛淵 万里君  
中林美恵子君 平 智之君  
野田 国義君 加藤 学君  
佐田玄一郎君 額賀福志郎君  
塩谷 立君 伊東 良孝君

同日 辞任

補欠選任

加藤 学君 熊田 篤嗣君  
伊東 良孝君 近藤三津枝君  
五月十日  
鉱業法の一部を改正する等の法律案(内閣提出  
第五三号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

鉱業法の一部を改正する等の法律案(内閣提出  
第五三号)

經濟産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○田中委員長 これより會議を開きます。

經濟産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として原子力安全委員會委員長班目春樹君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として外務省大臣官房審議官武藤義哉君、文部科学省大臣官房政策評価審議官田中敏君、資源エネルギー庁次長木村雅昭君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長横尾英博君及び資源エネルギー庁原子力安全・保安院長寺坂信昭君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田中委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。斉木武志君。

○斉木委員 おはようございます。

まず、今回の浜岡原子力発電所の停止要請に関してお聞きしていきたいというふうに思います。

今回の、総理、そして大臣からの停止要請というものは、本当に苦渋の決断であると思います。ですが、私は妥当な判断だというふうに考えております。地元の静岡県内でも、この浜岡の存在、危険性というものに対して、やはり不安を感じるという方は非常に多いというのが現状でございます。

それは、日本の産業が集中している、人口も集中している、この太平洋ベルトの真ん中に位置する唯一の原発であるという点、そして、二十キロ圏内に東名高速道路が走る、東海道新幹線も走っている、まさに日本の大動脈に隣接をしている、こういう地理的な位置を考えると、万一のときに、県内、そして日本全体に与える影響というのははかり知れないものがあるだろうというふうに推察しております。

ただ、一方で、今回の決定というものが余りに唐突である、その過程がブラックボックスではないかという批判も一部にあることは確かでございます。

ですので、今回のその苦渋の決断、停止要請に至るその過程ですね、なぜ今回停止要請を行ったのかという理由をまず大臣に伺いたいと思っております。

○海江田国務大臣 斉木委員にお答えをいたします。

きょうは五月の十一日でございますから、あの東日本の大震災が発生をしまして二カ月という日にちがたったわけでございます。この三月十一日の東日本の大震災、まず大きな地震、そして東北地方の太平洋沿岸では大変大きな津波が起きまして、本当に多くの人命、国民の貴重な財産が失われたわけでございますが、そうした三月十一日の震災、津波、そして原子力事故、これを受けまして、私も原子力安全・保安院では、三月の三十

日に、とにかく日本全国の原子力発電所に対してまず緊急の安全対策をしなければいけないということを示したわけでございます。

それを受けて、今委員御指摘の中部電力浜岡原子力発電所も、四月の中旬から下旬までの間に、私どもが三月三十日に行いました指示に基づき安全点検、そして設備等の新たな備えつけということがしっかりとやっていたわけでございます。

しかし、今回、私も、まさに東京電力の福島第一発電所の炉をとにかく安定させなければいけないということで、ほとんどその作業に没頭してきただけでございます。細野補佐官という大変優秀な人材も私を助けてくれました。やってきたわけでございますが、改めて原子力事故の恐ろしさと申しますか、それを本当に深く心に刻みました。

そんな中で、これは四月の下旬、たしか二十七日だったと思いますが、官邸で中央防災会議が開かれました。これは、日本を取り巻く地震あるいは津波の予測の状況でございます。これを見ましたときに、やはり浜岡発電所での地震発生の可能性というものが極めて高いということを改めて知ったわけでございます。

もちろん、私も原子力行政に携わる立場にありまして、浜岡原子力発電所に対するいろいろな意見は聞いておりました。しかし、この三月十一日を経て、一連の原子力発電所の事故の深刻さというものを本当に心に刻んだ中で、改めてそのデータを見ますと、これはやはり一日も早く何とかしなければいけないと思つたわけでございます。これは恐らく私だけではありませんが、その場に居合わせた関係の多くは同じような考え方を持ったのではないだろうかというふうに思っております。

そして、私も、何人かの専門家の方々、原子力の専門家の方あるいは地震の専門家の方々、そういう方々から意見をお聞きいたしまして、そして菅総理のお考えというものも聞きながら、五月の

六日に現地に行きました。そして、その翌日でございますでしたが、菅総理と長い時間、途中、一回それぞれ用事がありましたので、その用事を済ませて、また官邸に戻って協議をしまして、そこで最終的に結論が出たというわけでございます。

委員御指摘のような唐突感と申しますか、事前に多くの方々に御相談しなかったということについては、この責めというものは私は負うつもりでございますが、そのような状況がございました。

そして、先ほど冒頭にもお話をしましたけれども、浜岡原子力発電所は、三月三十日のごく短期的な安全確認というものはもちろん行われたわけでございますが、発電所自身も、さらに防潮堤の整備でありますとか建屋の水密性の確保でございますとか、こういうものについての計画がございまして、その計画を実行していただくまで原子力発電所をとめる、こういう判断でございます。

○齊木委員 今、大臣の発言の中に防潮堤と水密扉の整備、この整備に二、三年かかるということ、今回その整備が終わるまでは停止をしてほしいという要請が行われたと承知しております。

この防潮堤と水密扉なんですから、その実効性が十分であるかどうかというのを伺いたいというふうに思います。

中部電力は、防潮堤は標準海面から高さ十二メートル以上のものを新たに砂丘と建屋との間に整備をしますというふうにしていきます。ただ、津波というものは、今回の福島の第一原発でも、これは知見で明らかだとおりに、海があふれる現象です。正面から襲ってくるだけではなくて側面にも回り込む、海全体が上昇して全体を浸すという、非常に大きな現象です。ですので、防潮堤を海と建屋の間につくりますよというだけでは、側面から回り込んでくる波に対して十分なのかどうかという点が、やはり疑問がわいてきます。

そして、十五メートルという予想波高に対して、十二メートルというやや低いものであるという点もあります。これは、恐らく防波壁で第一撃の勢いをそいで、水密扉で建屋への浸水を防止す

るという二段構えではないかと推測はされるんですけども、大臣は現地も視察されて、現在、中部電力は既にこの防波壁の準備工事に四月に着工しているというふうに聞いておりますが、これは二年後再開を求めるといふことであれば、本当に大丈夫なのか、万全の対策と言えるところかどうかというのが、今後、二年後に大きな争点になると思います。今、準備工事に着手しているというタイミングを考えても、政府がしっかりと中部電力とともに安全性というものをチェックする必要があると思うんですが、この中部電力が打ち出している現状の津波対策の実効性というものをどうお考えでしょうか。

○海江田国務大臣 先ほどお話をしましたけれども、私どもが三月三十日に指示をしました内容についてはしっかりと行われているということでございますが、これから中長期的、とりわけ中期的な対応というのは今まさに中部電力が計画をしている段階でありまして、防潮堤につきましてもボーリングをしているということでございますので、これをしっかりと見守らなければいけないと思っております。

ただ、委員御指摘のように、津波が回り込むといいますが、ちよつと川の名前は失念をいたしましたけれども、この浜岡原子力発電所は、海に注ぐ川がございまして、いざというとき、特に浜岡の浜というのは、言うまでもございませぬけれども、大変な遠浅でございまして、かなり遠くから水を持ってこなければいけない。その海水を持ってくる、その機能も、今回かなり手当てをしたわけでございますが、やはり冷却水の問題というのは、今後さらに充実をさせなければいけないと思っております。

そして、川の方からの回り込みの可能性でございます。これは、海岸の方は、まさに砂丘があつて、その砂丘も少し幅があるわけでございますが、川の方はかなり迫っておりますので、そこをどういうふうにするのかということは今後の課題になるかと思ひますので、今、中部電力がまず

ボーリングをやっている状況で、設計図ももう引いているようでありまして、それらをこれから保安院が点検して、本当に断腸の思いでとめたわけでございますから、再開をさせるときには、そのとめた時間的な経過というものを踏まえた、しっかりと安全対策をしなければいけない、そう考えております。

○齊木委員 建設のために、その間とめるという大きな決断をされたわけですので、まさにおっしゃるとおり、しっかりとしたものをつくっていただきたい。それが、国民の目に、今まで以上に厳しい目線で二年後にチェックをされるということとを本当に保安院とともにしっかりと受けとめて、計画を実行していただきたいというふうに思います。

電力供給量に対する御質問をさせていただいたと思いますが、これから、夏場、ピークは八月でございます、八月に向けて、中部電力管内でも電力需要というのはピークを迎えていきます。果たして、三百万キロワット以上ある浜岡原発をとめて、電力不足に陥ることはないのかどうか。

そしてもう一つ、電力料金。中部電力も、電力料金を上げることは現在では考えていないというふうに記者会見でも発言をしております。ただ、一方で、今回この浜岡原発をとめて火力発電所を稼働する、そのために燃料費を含めて二千五百億円、一日七億円の追加コストが生じるということも認めています。では、コストが二千五百億円かかるのに電力料金は上げないということになると、本当にこれは大丈夫なのだろうか、夏場に向けて電力料金は高くないだろうか、電力供給に不安はないのだろうかということが、これは静岡県だけではなくて、中部電力管内すべての、愛知、岐阜、三重、この静岡、多くの方が不安に思っているところでございます。

この電力料金と、供給量は大丈夫かという点についてお伺いしたいと思ひます。

○横尾政府参考人 お答え申し上げます。

電力需給と電力料金の関係でございます。

まず電力需給に關しましては、中部電力の発表によりますと、ことしの夏の需要見通し二千五百六十万キロワットに對しまして、今後、長期の停止火力の運転再開等の供給対策を講じて、供給力の見通しは、七月時点で二千六百十五万、さらに八月には二千六百四十九万ということで、ぎりぎり最低限の需給バランスを確保していきたいということでございますので、私どもとしても、この数字を精査し、中部電力ともよく相談しながら、需給対策には万全を期していきたいというふうに考えてございます。

それから、電力料金の問題でございますが、まず一般論として、原子力発電を停止して、これを火力発電で代替、増強いたしますと、発電量当たりのコストが上昇するというので、今の総括原価方式のもとでは電気料金の上昇要因とはなるわけでございます。ただ、この上昇部分については電気料金に反映させるか否か、これは中部電力がその財務状況あるいは今後の経営効率化等を踏まえて判断することが基本ということでございまして、この点も中部電力とよく話を聞いていきたいというふうに思っております。

○齊木委員 今回の要請というのは異例なものだと思います。政府の要請で原発をとめるのですから、これは、民間企業、既に中電の株価というのは大きく値下がりをしておりまして、政府がその発電の一端をとめてくださいということを要請して今回停止するわけですから、中部電力の経営支援、金融面、財政面の支援というものもしっかりとしていかなければいけないと思うんですが、そこはどうか考えましょうか。

○海江田国務大臣 その点につきましては、私は中部電力の水野社長とお話をしたところでございまして、しっかりと支援をしていく、とりわけ資金繰り等の点でできることはやっていくということをお約束させていただきました。

○齊木委員 時間も迫ってまいりましたので、最後にお聞きしたいと思います。

国民は、今回の停止要請を見て、日本はこれまでで原発、火力、水力、自然エネルギーとさまざまな発電をしてきて、原子力も基幹エネルギーとして今は取り組んできている、ただ、今回の決定を受けて、日本は脱原発でこの後エネルギー政策をやっていくのか、それとも原子力もこれまでどおり基幹エネルギーとして位置づけていくのか、どういったエネルギー政策に向かつていくのかわからないという国民の不安がある、いまいち伝わってこないという国民の不安がある。

二〇三〇年には五〇%以上原子力で発電をしていく、この計画は白紙で見直すということもきのう総理はおっしゃっておりますが、ベストミックスでいくのか、それとも、原子力というものを脱原発でいって、自然エネルギー中心でいくということなのか、日本のエネルギー政策というのはどうお考えなんでしょうか。

○海江田国務大臣 昨日、総理が記者会見を行いました。その中で、昨年のたしか六月でございまして、閣議決定をしましたエネルギー基本計画については、これを白紙で見直しをするということとでございます。

ですから、これから新たなエネルギー基本計画をつくらなければいけないというふうに思っておりますが、今私どもが考えておりますのは、単に脱原発ということではありませんが、やはりエネルギーのベストミックスということが必要だろうと思っております。その中の原子力の比重というのが、大変残念でありますけれども、昨年の六月閣議決定したような、二〇三〇年にはおよそ五〇%、五三%ぐらいでしたか、ということにはならないのではないだろうかというふうに思っております。

○齊木委員 確かに、自然エネルギーをふやしていくというのは、新たなビジネスチャンスを生むのでいいと私も非常に賛意を表するものでございますが、一方で、風のない夜間には全く太陽光も風力も発電量が確保できないという、非常に波の大きいエネルギー源であるということもござい

す。ここは、今大臣がおっしゃられたとおり、ベストミックスというものをしっかりと位置づけていただきたいというふうに思います。

今回の福島の実例を見て、本当に、今日の国民は、エネルギーの値段、そして供給量、これは産業界も通じて、不安が非常に高まっております。確かに原発をとめるのもいいけれども、一方で中部にはトヨタやスズキ、ホンダの主力工場がある。そして、さまざまな製造業の心臓部であり、その血液である電力の供給がしっかりと行われるかどうか、また、その値段が上がってしまうのか、こういう不安があると、我々経済産業委員会が取り組んできた、国内立地を推進していく、企業が海外に行ってしまうという今の流れを、何とか国内の製造業に基幹部分だけでも立地をしていただく、まさにこれを追求していくためには、電力は安価でしっかりと需要に応じて供給していくという力強いメッセージを出していただきたいと思うんですけれども、まさに経済をリードする大臣というお立場で、日本経済の成長と安価な電力をしっかりと供給するという、この両立というのは図れるんでしょうか。

○海江田国務大臣 今委員から図れるんですかというところで問いかけてありますけれども、これはやはり図っていかねばいけないという決意でおります。

先ほど、委員は、私の胸中を察していただきました。苦渋の選択ではなかったかどうかということをおっしゃっていただきましたが、まさにその苦渋の身中というのは、経済産業大臣というのは、その名のとおり日本の経済産業に對ししっかりと責任を持つていかねばいけない立場と、原子力行政を預かる者として国民の安全もしっかりと守っていかねばいけない、そのはざまでの判断であったということをお断りさせていただきます。

○齊木委員 大臣の、まさにエネルギーの安定供給と経済、そして安全を両立するという決意を応援いたします。質問を終了させていただきます。

と思います。

ありがとうございます。

○田中委員長 次に、梶山弘志君。

○梶山委員 おはようございます。自由民主党の梶山弘志でございます。

先ほど大臣からお話がありましたように、きょうは五月十一日、あの大震災が起ってから二カ月が経過いたしました。委員各位とともに、お亡くなりになった方々の御冥福をお祈りしたいと思っております。

この大きな悲しみを乗り越えて復旧復興のつち音が聞こえてきた地域もありますけれども、原子力に關しましては、四月の中旬に収束に向けての工程表が出されましたけれども、まだまだ先行き不透明。その収束が不透明であれば、当然避難している人たちの生活に付きましても不透明ということ、この委員会を初めとして、さまざまな委員会でも議論をしているわけでありまして、議論をされている我々も、委員長も大臣も、政務三役もそのとおりかもしれませんけれども、もどかしさを今感じているところであります。

今の枠組み、行政や法律の枠組みで解決しようと思っても、なかなか解決することができない課題がたくさんあるわけでありまして。従来の枠組みにとらわれることなく、必要であれば法改正をする。また、新しい法律をつくる。そういう気概を持って、経産大臣を初めとする政務三役、そして内閣に對しまして大きく切望するところであります。

それでは、原子力を中心として質問をさせていただきます。

今齊木委員から質問がありましたけれども、先週、五月六日に、菅総理大臣から中部電力に對しまして浜岡原発の停止の要請がありました。それに先立って、海江田大臣は、前日、五月五日に浜岡を視察し、いろいろな方々と意見交換をされたと思えますけれども、大臣が行かれてどう感じたか、また、どういった方々と議論をし、その結果としてどういう報告を菅総理大臣にしたのかとい

うことをお聞かせいただきたいと思います。

○海江田国務大臣 梶山委員にお答えしますが、今梶山委員から御指摘をいただいて、私、先ほど齊木委員へのお答えで、私が浜岡に行ったのが五月の六日だと言いましたけれども、これは五月の五日でございます。

そのとき、行きまして、先ほど来お話をしておりますが、三月三十日に発出をいたしました緊急安全対策がしっかりと行われているかどうか、まずそれを拝見させていただきました。

それは、電源が喪失をされましてもきちっと冷却が確保されるということが大きなポイントでございますので、電源が喪失をされましても、ディーズルの発電機でありますとか、あるいは、最終的には消防ポンプ、よく消防団などが訓練に使っております小型の可搬ポンプというものがございまして、それをつないで炉に注水できるかどうか、これを中心に見てまいりました。

もちろん、それだけではありませんで、海岸の方においてみまして、津波対策の、今砂丘がその津波の上で防御の役割を果たしているというお話がありましたので、それをつぶさに見たということと、今建設予定のございます防潮堤のボーリングのところでありまつか、あるいは建屋の防水性がどうなっているかということも見せていただきました。

本来でしたら、今、一号機、二号機は炉がとまっておりまして、この一号機、二号機というのは福島の一と二と同じ形でございまして、私はとまっている一号機、二号機に入れたら、その炉を改めてしっかりと見たいと思っておつたんですが、それは急な話だったのでだめだということをおっしゃられて、それは残念でありました。

それが終わりましたから、県知事と御前崎の市長、それから御前崎市議会の議長、あと、御前崎の市議会の中に原子力の委員会がございまして、その委員会の委員長の方とお話をさせていただきます。

○梶山委員 どういう方々と会って、どういう会

話をしたかということをお聞きしたんです。知事、市長さん、議長さんという会話の内容でしたか、もう一度伺います。

○海江田国務大臣 知事は、とにかく津波の対策が全くできていない、つけ焼き刃という表現があつたかと思ひます、中部電力の対応はつけ焼き刃である、こういう表現でお話をされました。

市長は、大変苦しんでおられるといひますか、地元の経済、地元の雇用のこととも考えなければいけないので、私の印象では大変苦しんでおられるという印象を受けました。

それから、議会のお二方は、少し知事が長い間お話をされましたので、残念ながら、これまで国のエネルギー政策に従つて原子力発電に対応してきた、協力をしてきたということでありまつか、国がしっかりとつてくれなければだめだということをおっしゃつていたというふうに私は思っております。

○梶山委員 もう一問質問があつたんですけれども、菅総理への報告はどうだったかということ、今お話しになったようなことを菅総理へ報告があつたと解釈をいたします。

そして、そういう話を聞いてきて、先ほどの答弁にもありましたけれども、中央防災会議でいろいろ資料が提示をされた、さらにはまた視察をしてきた、そしてその後長時間菅総理と相談をしてそういう決断に至つたということによろしいのでしょうか。

○海江田国務大臣 そのとおりであります。

○梶山委員 これは一部報道ですから、真偽のほどはわかりません。ある新聞によりますと、総理と海江田大臣、細野首相補佐官、枝野官房長官、仙谷官房副長官で四月上旬から停止ということと検討をしてきた、そのための儀式だったというようないことが書かれている新聞があるんですけれども、もし違ふのであれば明確に否定してください。

○海江田国務大臣 私は、今回浜岡に行く前に、

美浜も拝見してまいりました。そして、これからはほかの原子力発電所を見たいと思つておりますから、私の視察が儀式であつたということはございませぬ。

○梶山委員 あわせて、事前に四月上旬からそういうことを検討し始めたことがあつたのかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○海江田国務大臣 私、経済産業省の中で、中部電力の需給がどうなつていっているのかとか、その中で原子力発電の占める比率がどのくらいだとか、そういうことは事務方から聞いておりました。

○梶山委員 私も東海村の日本原電の原子力発電所の十キロ圏内に住んでおまして、危険であればとめるということは、当然のことでありまつか、ただ、その理由を明確に説明していかなければならぬと思ひます。これまでは安全委員会であるとか、保安院の検査、そういったものを通して安全であるとか太鼓判を押していたと思ひますけれども、それを飛び越えて今回は停止の要請をしたということでありまつか。

保安院、きょう院長がお見えになつておりますからお伺ひいたします。

これもある新聞の報道で恐縮なんですけれども、我々はその情報を知り得る立場にありませんから、先ほどの委員がおっしゃつたようにブラックボックスのような形で意思決定がされているという気がするんですけれども、保安院は寝耳に水だったという報道がありましたけれども、これは全然あつたという報道がなかったか、それは院長が答えにくいことかもしれないけれども、院長が事前に聞いていたかいなかったかということをお答えいただきたいと思ひます。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。私も、緊急安全対策に関しましてさまざまな確認作業を行つてきたわけでございまして、そういった中で、例えば地震の確率についての資料、材料、そういったものについての問い合わせはあつたわけでございますけれども、保安院といった

しましては、最終的にそういうふうになつたということについてのお話を承つたわけでございまして。

○梶山委員 事務方は後からその話を聞いたということでありまつか。

先ほどこれは新聞の報道だということで断りをつけた上でお話をしましたが、総理と海江田大臣、細野補佐官、枝野官房長官、仙谷官房副長官で四月上旬から検討していたと。四月上旬から検討していたかどうかはわかりませんけれども、この決定に際しては、この五人で決定をしたということよろしいんでしょうか。

○海江田国務大臣 その会議にいましたのは、その方々はいたということでは確かでありまつか。あと、秘書官でありますとか、そういう人間がいたことは確かでありまして、五人だけということではございませぬが、その五人が会議に入つていたということは確かでございます。ただ、それを決めたのは総理と私であります。

○梶山委員 これも政治決断の一つであるということ、それはそれで私はいいと思ひます。では、静岡県の浜岡を除く十二道県も立地をしているわけであります、その十二道県に所在する原子力発電所は太鼓判を押すということよろしいんですか。

○海江田国務大臣 今度の地震に伴つて、三月の三十日に緊急安全対策を指示したところをございまして、その緊急安全対策についてはしっかりと行われているということでございます。

○梶山委員 浜岡の再稼働の条件、先ほどもお話ありましたけれども、高さ十二メートルを超える防潮堤、そして水密扉、水密ドアということですが、これは津波対策ということですね。というのは、建物の耐震性はしっかりとしている、今回の福島の記事について考えたところ津波対策ができていなかった、その前提で三月三十日に全原子力発電所に指示を出した、それについて先日、五月六日に確認をしたということだと思ひますけれども、津波対策ということによろしいんです。

ね。

○海江田国務大臣 そのとおり、まず津波をしつかりやっていただきたいということでございます。

○梶山委員 昨日、私どもの自由民主党の経済産業部会において、保安院から事後の説明を受けました。海江田大臣の談話を書面であらうだいたいのと、三十年以内に震度六以上の地震が起きる確率という資料、きょうの日経新聞にも掲載をされておりましたけれども、この数値の資料をいただきました。

この資料を見ますと、浜岡発電所は八四％の確率で三十年以内に震度六以上の地震が起る確率がありますよということですが、ほかの発電所につきましては一けたの可能性または零コンマ以下の可能性ということですから、この地震の起る可能性、確率を根拠に今回の措置をとったということではよろしいですか。

○海江田国務大臣 資料がもう一つございまして、これは菅総理が記者会見でお話をされました。マグニチュード八以上の可能性が八七％。それから、そちらは各原子力発電所ごとに震度六以上の地震が起る可能性ということでございます。

先ほどお話をしました、私の記憶では四月の二十七日だったと思いますが、その中央防災会議で示された図というのは発電所ごとではありませんで、菅総理が引用されましたマグニチュード八以上の地震が起る可能性が八七％という数字、私もその数字が大変大きく焼きついておりまして、その数字をもとに各発電所ごとに、あの数字は各地域ごとの地震の発生数字でございまして、それを置きかえてつくった資料が今委員御提示のありました資料でございまして、どちらが大きな影響を与えたかという、防災会議のときのマグニチュード八以上の地震の八七％ということに相なります。

○梶山委員 私も考えてみますと、今大臣がおっしゃったように、海溝型地震の起る可能性の資料をベースに判断をされたと思います。でも、発

表されたのは、各発電所で震度六以上の地震が起る確率という一枚紙。そして、新聞にもそれが公表されているということです。

私もにわか勉強なんですけれども、在野の地震の研究者の方にお伺いをいたしました。地震というのは、地震と地震動というのがある。我々が地震だと言っているのは、本来地震動である。地盤があつて、地面があつて、そこに建っている建物が揺れる、また、そこにいる人間が地震の揺れを感じる、この地震動が、今回提出した資料なんです。本来は、この資料に基づいて建物の耐震強度の基準を決めるとか、そういうことになると思うんですね。

今度は津波の対策。

先ほど津波の対策で今回浜岡を停止要請したということですが、津波の対策であれば海溝型地震の評価の数値が出てしかるべきなんですけれども、今回は出ていません。そして、談話の中で、ほかの発電所と比べると極端に可能性が高いということですが、ほかの発電所につきましては、先ほど申し上げましたように一けたであるとか零コンマ以下であるという数値が三つと並んでいるわけですから、海溝型地震の評価という資料を見ますと、結構ほかでも、六〇％台であるとか九〇％台であるとか、いろいろなところで海溝型地震の可能性が出ています。これは去年の一月一日時点での資料です。その後に、この三月十一日の地震が起きました。ですから、その可能性が薄れているところもありますけれども、まだ評価はし切れていないということでもあります。

さらには、今、途中経過として、南北約五百キロにわたって、今後もマグニチュード七を超える余震が発生する可能性がある、また、周辺地域でもマグニチュード七から八程度の地震が誘発される可能性があるということですから、東日本、私の住んでいる茨城県の東海村などにも地震、津波が来る可能性があるということなんですけれども、意図的にこういう他の発電所が低い数

値を出したのか、それともこれを出し忘れたのか。

本来の資料、海江田大臣が重要視したのは、どちらかというと海溝型地震の確率である。防災会議でもそれが示された。でも、発表には、この地震、地面の揺れる地震動というものが起る可能性を示した資料しか示されていないということなんです。これは情報操作じゃないですか。

○海江田国務大臣 これは、委員おわかりいただけますが、情報操作ということでは全くございません。

まさにおっしゃる海溝型地震のあの表というのは、これはインターネットの上でも明らかにしておきますから、いつでもご覧いただけます。もちろん、私もそれを配りすることも全くやぶさかではございません。

ただ、ごらんいただきますとおわかりになると思いますけれども、あの図を見ますと、どこに発電所があつて、どこが発電所との関係というものが出ておりませんので、これは、こういう判断をしましてからいろいろな方に御説明を申し上げるときに、うちの何と発電所はどこなんだと言われて、ちょっと説明に窮したこともあったんです。これは事実でございまして、そこで、そういうような発電所と結びついた資料はないのかということ、それをつくったわけでございます。つくったというか、これもコンピュータの上から、サイトから引いてきたというわけでございます。

○梶山委員 出されている資料は、客観的な資料だということも私も認めます。でも、そのサイトの、地上における揺れがどうかということ、津波を理由に停止する、根拠とする資料にはならないと思います。

ですから、出し忘れていたのであれば出し忘れていた、今からでも出した方がいいと思うのであれば、すぐにでも出して説明をしていただきたいと思ひます。

まして、合理的な説明がされていないというのが一致した意見なんです。浜岡は停止した、では、おれたちのところはどうなんだい、私たちのところは浜岡と同じ条件じゃないのか、浜岡だけが危険で私たちのところは大丈夫なのかという、先ほど申し上げましたように、まだ余震とか誘発地震がありますよ、マグニチュード七から八の海溝型の地震もあり得ますよ。それが証拠に、テレビの地震速報においても、津波の危険性がありますから避難をしてくださいとか、内陸部の地震であれば津波の危険性はありませんとかという表示があると思うんですけれども、津波の対策を理由に停止をしたのであれば、この資料も皆さんにしっかりと説明をするべきだと思う。そして、これがなされていないのは、意図的に停止というものがあつたんじゃないかという勘ぐりを受ける可能性があるとことなんです。

私は、とめるべきものはとめて、それでいいと思いますよ。でも、資料が一方的なものでは、その信憑性もない、合理性もないということにつながって、ひいては国の原子力行政に対する不信につながるものだと思いますので、その点をもう一回御答弁願ひます。

○海江田国務大臣 御指摘ありがとうございます。今後、その資料を必ず添えるようにいたします。

○梶山委員 今後じゃなくて、訂正をしていた、きたいと思ひます。

総理の発言の中で、八七％、海溝型地震の発言もありました。また、その後に、八四％、地震動と言われる、今出されている資料の説明もありました。そして、その後に、確率でいうと段違いだ、ほかは一けたであつたりコンマ以下だったということを示す資料が出されているわけですから、それは誤解を生む。ほかが完全にもう地震がないんだ、零コンマ以下の確率なんだ、一けたの確率なんだと感じてしまう方々もおおいになろうかと思ひます。可能性が低くても順位は逆に来る可能性もあるわけですから、その辺も含めてど

う説明するの。

ということは、浜岡だけじゃなくてほかも津波の危険性がありますよと、もう一回そういう視点で検査をすべきじゃないでしょうか。

○海江田国務大臣 津波に対する備えももう既にしておられますし、それから、今、何といいますが、これからのいいよその調査に入っていくわけですが、これから、そこから得られた知見というものは即座に安全基準の中に反映していきたい、こう考えております。

○梶山委員 今回、福島の場合を引きますと、五十キロ近く離れた飯館村でも放射性物質の飛散があった、計画的避難の対象になっているということとであります。浜岡から五十キロ圏内という、大体二百四十万人が居住していると言われます。東海村も、五十キロ圏内に百四十九万人暮らしているわけですが、もし万が一があれば、この人たちの避難場所という、とても想像できないような広さ、箇所が必要になるわけなんですけれども、そういった意味も含めて、ぜひ今度の浜岡の合理的な説明をしていただきたいと思えます。これは要望ですので、受けとめておいていただければ結構でございます。

そして、この停止によってさまざまな影響が出てくるかと思えます。今九州電力と、さらにはこれから東電に対する供給も考えていたということとありますが、それらがだめになったということ。さらには、供給エリア内のこの夏のピーク時の体制をどうするかということもあるでしょう。また、地元の雇用の問題、それが波及して地域経済の問題、さまざまな観点があると思えます。

原子力発電所を監督する官庁でもありますけれども、経済を見る官庁でもあるんですね。ですから、当然そのことは、この停止に至るまでにいろいろな考えをめぐらせているかと思えますけれども、こういった点でどういう影響があり、それらに対して全力で立ち向かいますとかそういう抽象的なものではなくて、どういう具体策を考えてい

るということまで、あれば教えていただきたいと思えます。

○海江田国務大臣 まず、電力の需給の関係で申し上げますと、一つは、東京電力がこういう状況でございます、中部から東京電力へ電力を送っていただく、援助をいただくというお話になっておりましたが、これが事実上無理になりました。そして、今現在では、まさに中部の地域というのは、先ほどお話がありましたけれども、産業の心臓部だということもございまして、中部の電力自体がぎりぎりのところに来ているということもございまして。

ですから、私は、まず最初に中部電力の水野社長にお電話をして、すぐその後に関西電力の八木社長、今電事連の会長でありますけれども、きのうもお目にかかりまして、関西電力、あるいは関西電力以外の電力会社から、よく玉突きということとが言われますけれども、中部電力に送っていた、それから中部電力を経由して東京にも送っていた、ということ。

それからもう一つ、中部電力では、やはり火力発電所などを緊急に立ち上げをしなければいけません。ここにも幾つかの規制もございまして、こういう規制も、早くそれを認可するようにという形で指示をさせていただきます。

あと、産業に対する手当てというのは、これは言うまでもございませぬ、電力を確保すると同時に、やはりしっかりと産業の皆様方に生産をしてもらうようにお願いをするところでございます。

○梶山委員 今お話がありましたけれども、浜岡で原子力発電所に関するお仕事をされている方たちは、大体二千名以上と言われております。それに、関連しての経済活動という、非常に膨大な数の方が原子力に依存をしているということになるわけですから、全力で頑張るとか抽象的な話じゃなくて、より具体的な中小企業対策、雇用対策でしっかりと対応をしていただきたいと思えます。また、お二人で今回の措置をお決めたことというところですけれども、さらには、昨日の記者会

見て、菅総理がエネルギー基本計画を白紙で考えるというような話も出されました。その会見の中で、再生可能エネルギーも基幹エネルギーとして位置づけるということもありましたけれども、これはお二人でお決めたのかどうかかわかりませんけれども、閣内不一致がないようにぜひ徹底をしていただきたい。これは要望であります。

次の課題に移らせていただきます。

原子力損害賠償法、通称原賠法と言われる法律ですけれども、この法律に基づいて今、仮払いが行われているものと承知しております。避難をした方々は、とりあえず着のままでのままで出てきた、生活費用もままならないということで、四月の後半からこれに基づいて仮払いが始まりました。一世帯百万円、単身であれば七十五万円であつたかと思えます。

分母、支払い対象の世帯がどのくらいで、現実にはどこまで支払いが済んだのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の仮払いの対象世帯でございすけれども、半径三十キロメートル圏内の区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の世帯でございまして、三月十一日当時に現実に居住されておられた方々の数を正確には把握できておりませんけれども、国勢調査のデータ等によりまして推定いたしますと、おおむね五万世帯程度、これが分母でございす。

それから、東京電力におきましては、各市町村の協力を得まして請求書の配付や説明会を実施し、これまでに約四万四千世帯分の請求書を回収いたしました。約六千世帯分の振り込みを終えているというふうな承知をしております。

東電では、受け付け順に書類チェックをしたものから順にデータ入力をして振り込みを実施しておりますけれども、このデータ入力の加速が課題ということで、連休明けに入力体制を拡充いたしました。五月中にも振り込みをほぼ終えることを目標に鋭意作業しているというふうな聞

いております。

○梶山委員 ぜひ急いでこの支払いをお願いしたいと思えます。自分がわけのわからないうちに避難せよと言われる、日常を奪われるということ、家族の困らんも奪われる、仕事も奪われるということになるわけでありまして、そして、土地も奪われるということになる。やはりこの人たちにしっかりと生活の補償をしていく。一義的には事業者である東電だということで、東電の仮払いでそれを行うということでありまして、一日も早く、その分母だけ、五万世帯にしっかりと払えるような手助けを国の方もしていただきたいと思えます。

原子力損害賠償紛争審査会なるものができまして、先般、第一次の指針が出されました。風評被害についてはこれからの検討事項ということで、七月ぐらいになるだろう、支払いは秋口ぐらいになるだろうというふうなことであります。

風評被害のみならず、実害も含めて、第一次産業にかなりの影響がございす。隣の茨城県におきまして、御存じのように、コウナゴが、セシウムの基準値が高い、沃素の基準値が高いということで、今季の漁はあきらめたわけでありまして、漁業をしている方たちというのは、漁に出てお金を得るという形で生活をしているんですね。ですから、茨城県の超党派の議員団で農水大臣のところにも参りましたし、いろいろな関係箇所にお

願いもしましたけれども、返ってくる答えは、一義的には事業者である東電の責任だから、原賠法に基づいて東電に請求をしてくれということであつた。そのつなぎとして金融措置をしましうということでしたけれども、これは、お金を借りるということなんです。累積債務者は、なかなか借りづらい部分もある。ですから、金融庁の通達でも何でも出してほしいと言いましたけれども、多分出したんでしようけれども、余り行き渡っていないのが現実であるということでありまして。

さらには、自分たちは何も悪いことをしていな

いの、何でおれが名義人になって借金をふやさなくちゃならないんだという感情的な問題もある。だからこそ、国が仮払いをして、後に東電と精算をすればいいんじゃないかと言ったけれども、返ってくる答えは、一義的には事業者である東電の責任だという答えが、大臣の口からも、農水大臣の口からも返ってくるわけであります。ずっとこういう要望をしてまいりましたけれども、先週の新聞で、民主党さんの中で、国が仮払いを、政府が仮払いをできるように議員立法を考案しようじゃないかという議論がされているという記事がありました。これは大変いいことだと思えます。

ただ、ここまで何もなかったのかという思いがあるんですね。ですから、もしこの議員立法が出てくれば私も賛成をしたいと思えますけれども、この議員立法が出てくる前に、国がとりあえず仮払いするよ、そして、後に東電と精算するよぐらいの、浜岡で見たような政治的な決断があつてもいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○中山大臣政務官 議連や何かで議会の方でいろいろ立法をするというふうなお話も今ありました。うわさでは聞いたような感じはいたしますが、一義的には我々がやるべき問題だというふうに思っております。四月二十八日に、ある程度審査会から答申が出ておりますので、それに基づいてできる限り早くやろうと。

それと、私たちも、浜通りの皆さんや何かも直接来まして、非常に陳情を受けております。それで、今言ったように、できる限り早くという言い方しかできないのでありますけれども、さっき言った融資の関係とか、それから、特に浪江町の方なんかは中ですから、これはすぐにお金を出すことと同時に、無利子で五年間据え置きのお金とか、いろいろなこと御説明をさせていただいております。

できるだけしつかり対応したいというふうに思いますが、できる限り早くと言うしか今のところ

は言いようがない、こういうことでございます。○梶山委員 これだけ二カ月も皆さんから言われているんですから、私は、浜岡の政治決断があつたように、やはり今回も、仮払いをして、後に東電と精算するよというふうな話が出れば、それこそ拍手喝采だと思いますので、ぜひ考慮していただきたいと思えます。

時間がなくなりましたので一方的にお話をさせていただきますけれども、原賠法の入り口、整理しますと三つ玄関があると思えます。

一つは、民間の保険会社との契約。これは一般的な事故に対する原資の確保ということであります。

二つ目が、政府補償契約ということで、民間が免責になったとき、津波や地震、今回のような場合に免責になったときに、国が一千二百億円まで払いますよと。ただ、これは国が九千二百億円円払うわけじゃなくて、その発電量に応じて電力会社が積み立てているお金がある、それに足りない部分まで足して一千二百億円まで払いますよということ。

そしてもう一つは、何度か海江田大臣にもお聞きしておりますし、いろいろな委員会でも質問があつたと思えますけれども、原賠法第三条第一項ただし書きの「異常に巨大な天災地変」ということですが、今回はこれに当たらないということでしたけれども、千年に一度の震災というのは、私はこれに当たると思うんですね。免責しろということじゃないですよ。私は、事業者の責任というのは、どんな場合においても免れることができない責任があると思えます。ただ、この法律が、今現実的に即していないという感じを持っています。

誤解を与える表現があるのであれば、これにこだわって、これで決まったから決まったからと言わずに、これは法におかしなところがあるように感じるといふ表現をしてもいいんじゃないかなと思えますし、政府補償契約でやることについては私は異論は持ちませんけれども、これで決まったことですからという、これもブラックボックス

になっているということなんです。

本来ですと、文部省所管の法律ですから、文部科学省と関係省庁の経産省が協議をする、それで結論を出す。そして、内閣法制局に確認をした上で、総理に報告をしたり、閣議で報告をしたり相談をするということだと思ふんですけれども、そういう手順は経たないと思ふんですけれども、その手順も公開をしていた、いただきたいということであります。

そして、東電の救済ではないということなんですけれども、私が言いたいのは、迅速かつ確実に補償をしていくということなんです。それには、最低限、健全な会社である必要がある、市場に対して、投資家に対して、また金融機関に対して、そういう印象を持たれる会社でなければならぬ。余裕があり過ぎちゃだめです。絞れるところまで絞った上で、リストラをした上で、上場している会社、市場からお金を集めている会社、また銀行からお金を借りている会社であれば、最低限の信用が保たれるような措置をしていただきたい。その結果が今週中に発表される賠償スキームであらうかと思ふんですし、この原賠法のあり方であらうかと思ふんです。ぜひそういった点を考慮いただいて、これからいい結果が出るように努力をしていただきたいと思ふんです。

まだまだ質問があつたんですけれども、時間が参りましたので、次の機会にさせていただきたいと思ふんです。ぜひ、政務三役を初めとして、経産省の職員の方々も含めて、全力でこの收拾に当たっていただきたいと思ふんです。よろしくお願ひします。

ありがとうございました。○田中委員長 次に、塩谷立君。○塩谷委員 自由民主党の塩谷立でございます。きょうは震災からちょうど二カ月ということ、多くの方々被災され、お亡くなりになったことを改めて謹んでお悔やみ申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。

そういう中で、先日の浜岡原発の全面停止につ

いて、私も、地元静岡県出身ということで、きょうは海江田大臣に質問をさせていただきます。

大臣におかれましては、この二カ月間、震災に対する復旧復興に対して大変な御尽力をいただいておりますが、そういう中で今回の浜岡原発の問題が持ち上がったわけでございます。

この管総理の突然の停止要請、これは、地元の自治体だけではなくて、与野民主党の議員も全く知らされていなかったということを聞いております。

浜岡原発につきましては、一九七六年に一号機が運転を開始いたしました。その前の年、一九七五年から三期十二年にわたって旧浜岡町長として一号機から四号機までの立地計画を進めた鴨川義郎さんという、もとの町長、今八十三歳でございますが、国のエネルギー政策に四十年も協力をし続けてきた、地元は何の連絡もないなんてばかげた話だと。町長在任中は用地の交渉や住民との協議、あるいは反対する漁業関係者の説得を続けてきた鴨川さんであります。いろいろな人たちが長い時間をかけて納得して、先祖伝来の土地を差し出した、国はそんな思いを踏みにじった、国の一方的な決定に憤りを感じていると。

さらに、昨日お目にかかったと思ふんですが、現在、浜岡町は合併して御前崎市、その石原市長さんは、国策として第一線をやつてきた、それを東京でボタンを押してとめるのは市民に説明のしようがないと地元軽視を強く訴えておるわけでございます。こういった地元の思いについて大臣はどうお感じになっておりますか。

○海江田国務大臣 今、塩谷委員からお話がありました。昨日も石原市長とお目にかかりまして、今、御前崎市になっておりますが、もともとは二つの町が集まったところでありまして。石原市長とは何度かお話をして、その中で御理解もいただきましたけれども、あとの地域の方々にぜひ御説明をお願いしたいということでございます。今私、すべしつ幾日出かけると言うわけにはまいりませんが、まず保安院からしつかりとし

た説明をさせて、そして、しかるべきときに私も地元に行つて説明をしてきたいと思つております。

皆様方の御心労と申しますか、特に、これまで原子力政策につき合つてきたという思いが大変濃くございまして、そのことに對する思いというものにはやはり大変重いものがあるというふうに受けとめております。

ただ、経済的な、これは一部に誤解がありますのであえて申し上げるわけでございまして、けれども、交付金の仕組みそのものが、二年前の実績に基づいてこれからお支払いをするということでありまして、二年はそのままでございまして、三年目も、これは八〇%になるというふうな例もございまして、そういうことがありませんようにと申しますか、これはやはり地震その他の災害によつて停止のやむなきに至るわけですからしっかりと満額というところで、まずそのことはしっかりとお話をしまして、御理解をいただいたわけでありまして。

ただ、そのほかに雇用の面などの大変深刻な問題もございまして、これにもしっかりとした手当てをしていかなければいけないと思つております。

○塩谷委員 私はやはり、原子力発電という、これはもう地元の理解なくしてとても実現できるものではありません。その国策に対して大きな努力をしてきた地元の思いをぜひしっかりと受けとめなくては今後の展望が開けないと思つておりますので、その点を強く要望しておきます。

私も、今回の東北の地震後、浜岡へも行つてまいりましたし、今回のいわゆる総理の要請、着いた直後、月曜日の朝ですが、中部電力の地元へ行つて話をさせていただきました。やはり、地元の企業、あるいは自治体、地域住民、本当に不安が強いわけでございまして、そういう中で一生懸命努力しているわけでございまして。

私は、海江田大臣が五月五日に訪問をされた、この決定に至るまでの経緯等が、説明も含めてど

うもはつきりしない点が多過ぎると思うんですね。

例えば、菅総理は熟慮の上ということを言つております。それから、先ほど海江田大臣も、浜岡の停止については四月以降かなりいろいろ検討してきたということ。では五月五日は何しに行ったんだと。地元では、中部電力の担当者は、説明して、一生懸命頑張っている。しかも、三月三十日に指示した緊急対策については、評価しているという文書もあるわけですね、これをわざわざつけて。

ですから、五月五日はあえて、先ほども質問がありました、それを踏まえて六日にそういう要請に至つたのか、そこら辺のところを地元としても、そのときに海江田大臣と石原市長さんが話をしたと思ひますが、三号機の再開についても十分に時間をかけて、早急な結論は出さないとこの点を明言しているわけですね。ですから、そういう点、改めてまた不信任感が強まっているというところですが、そこら辺の経緯はどうなんですか。

○海江田国務大臣 私は、早急な結論を出さないということ、特に石原市長に対して言つたという記憶はございません。

終わりました、俗に言う記者のぶら下がりというのがございまして、そこである記者が血相を変えて、三号どうするんですかというのを言つたので、まあ慌てないでくださいということに申し上げました。ただ、その人が本当に記者がたくなっている中で、後ろの方からのめつて倒れそうになつてマイクを突き出して、三号どうするんですかということを言われたものですから、そこは慌てないでくださいということに申し上げたという記憶は私にございますが、結論を急がないというようなことを申し上げたような、ちよつとこれは記憶でございまして、もし間違つていたらいけませんので、後でそのときの発言録も点検をしてみたいと思ひます。

それから、もう一つは、これは先ほどの委員に對するお答えでもお話をしましたけれども、私

は、浜岡だけに行つたわけでもありませんし、これからはほかの発電所もぜひ実際にこの目で見えて、本当に安全が確保できておられるか、あるいは地域の方々はどういうお気持ちでいらつしやるかということ、今後もしも引き続いてしっかりと聞いていきたいというふうな思つております。

○塩谷委員 今回の決断に至る経緯というもの、普通の手順ですと、停止に至る、停止要請をする明確な理由、説明責任、それから、それをやつたときの影響、その後の事態のスキームをある程度つくつて、こういうことであるから停止をする。

なぜこの時期なのか。つまり、浜岡は原発ともう三十年、四十年、共存共栄してきたわけですね。現在においては全く何の支障もないわけですね。一方で、あれだけの震災が起つて、復旧復興に努力をしなければならぬ、電力も足りない。そういう中で、今の時期に、なぜそういう要請をして、決定をしたのか。私は、それがまことに、なぜ今なのか。本場に三十年、四十年、共存共栄してきた、今特に問題はない。しかも、三月三十日の指示については十分に措置をしているという評価をされているわけですね、大臣が行つた後、津波の指示は、改めて出したのかどうなのか、ちよつとそこら辺はまた確認したいと思ひますが、

私が申し上げたいのは、今、これだけの大地震を受けて、復旧復興に全力を尽くすそのときに、今全く何の問題もないところに、あえて今この時期に。そして、浜岡の四号機、五号機は来年の一月と三月に点検期間に入るわけですから、そういうときに十分に対策措置を打てるわけですし、それは全く説明がつかない。先ほど、これからの地震の確率の話がありました、八七%という。あれだけで、それじゃほかのところは全く地震が来ない。

大臣は明確に政治的に責任を持ちますというようない方をしましたが、それでは納得いかないし、しかも、福島第一原発は〇%のところからこつたんでしょ、あの数値の中で。ですから、

そういうことを考えると全く根拠がない。そこをどう説明するのか。ぜひ、この時期に、どういう理由で、改めてお話ししたい。

○海江田国務大臣 先ほどお話をしましたが、この浜岡原発の立地する位置を考えましたときに、これは防災会議で委員の方もお話をしておりましたけれども、いつ地震があつてもおかしくないということでもあります。私は、その意味では、大変な危機感を感じております。

そして、やはり、それに対して手を打たなければ、本場にこれは政治としての不作為の責任を問われることになるだらうと思ひます。私が経済産業大臣として、そういう判断をしなければ、私は後の歴史から本場に大きく指弾をされる、そういう思ひでございまして。

○塩谷委員 もしそれだけの思ひがあつたら、この停止に伴う今後の対応というものを先に明確にしておくべきだったんじゃないですか。総理も熟慮の上と言われている。今回の停止を行った場合に、何をどういうふうにする、例えば、地元経済に對してあるいは住民に對して、雇用とかも含めて、さらには安定供給に對して、こういう計画でやりたいんだということをどこまでお考えになつていたのか、そういうことをやはり明確にしてやるべきだったんじゃないですか。

○海江田国務大臣 資源エネルギー庁に對しては、まさに需給の問題が一番心配でございまして、まず、需給の問題は平気、だらうかという問い合わせをいたしまして、そして、資料に基づいた説明、これは私だけにではありませんんで、総理に對してもそういう説明を行いました。それがまずやはりどうしても解決をしなければいけない問題でございまして。

しかし、この数字というのは資源エネルギー庁がつかまえております数字でございまして、実際に、これからこういうことになつて、ではどれだけ火力発電所が立ち上がるのか、そのためにはどういった援助をしなければいけないのかというこ

とについて、もちろん私もはしつかりとした援助をするつもりでございますが、そういうことについて、今、中部電力とまさにこれからしつかり打ち合わせをしていくという段階でございます。

○塩谷委員 先ほどの理由についても、八七％という大変厳しい数字があった。これはもう、もともそうなんですね、東海地震は。ですから、今なぜこの時期にということ。しかも、ちゃんとした対応も明確にしない中で、まさに唐突な感じをだれもが感じている。

そういった政治のあり方、やはりそれが菅政権が今大変に信頼を失っているところだと思っております。八ツ場ダムの問題も、地元のいろいろな理解とかなしに突然上からあいう決定をされる、民主主義も政治主導もあつたものじゃないと私は思っておりますので、そういう点をぜひ、これから大事な決断をするときには、それなりの説明責任、理由があつて、そして国民の理解、将来的な展望も含めてやるのが大事だと思っております。今後ぜひ、特に今震災の復興復旧という大事な時期でありますので、大臣にはその点を十分留意して行動していただきたいと思っております。

今回の要請、極めて唐突で異例なことである、これはもう先ほど来お話が出ておりますが、そういう中で、まさに苦渋の決断を行つたのは中部電力だと思ひます。私に言わせれば乱暴で説明不足の要請ということに対して、中部電力は、公益性の高い事業を営む立場を踏まえて、例えばお客様、あるいは立地地域の皆様、さらには当然、株式会社でありますから株主のこと、そして多くの皆さん方に多大な影響を及ぼすことを考えて、慎重に真摯にこの停止問題に対応をしたわけでございます。停止した場合に生ずる事態に対してどうするべきかということも、本来国が考えなければならぬことを中部電力に全部丸投げして、そして、中部電力としては、五項目要請をして、それを大臣が受け入れたから今回停止を決定したというところであります。

そういう意味では、例えば要請をしたときの大臣から中部電力への文書、それに對して、中部電力から記者会見で配付された内容を見ると、まさに中部電力が丁寧ないろいろな考えているということが明らかでございます。これは立場が本当は全く逆であらうと思ふんです。

その点で、本当にこの違い、政治家、我々の政治の思いというもの、本当にこれでは伝わらないと思ひます。この対比というものを大臣はどう思われますか。

○海江田国務大臣 申しわけありません、対比というものは、今お話を聞いておりまして、中部電力が五項目のお話を出してきたということでありまして、これは、実際申し上げますと、本当は直接お目にかかれればよかったわけですが、お目にかかれなかったものですから、私のところでもその五項目の要望を事前にいただきまして、そしてその一つ一つについて省内で検討して、こういう御返事をしようということで、最終的には電話での御返事だったわけでありまして、いいですか。

○塩谷委員 私が申し上げたいのは、そういった五項目は、国が当然丁寧に考えて、こういう条件で停止をしたらというふうにするべきではないか。それを停止したときのいろいろな問題を中部電力が考えるということではなくて、国が五項目を、停止したらこうやりますということを明確に示して、その上で停止要請をするべきではなかったかと。その点、どうですか。

○海江田国務大臣 最初に、停止をするというお願いをするということを私から電話でお伝えしましたときに、まさにいろいろな問題もおありだろうと思ひますので、そのことはすべておっしゃってください、私どもの方でしつかりと対応させていただきますというのを申し上げました。そして、それでその具体的な五項目が出てまいりましたので、それについてさっき言ったような経緯でお答えをしたという順番であります。おっしゃる意味は今わかりまして、最初から国がそういう五項目ぐらいをつくつておいて、そし

てそれを中部電力に対して、こういうことが心配されるけれども、これらについてはこういうことになっているよという形でやればよかったということだろうと思ひますので、そうした御高見、しつかりと受けとめさせていただきます。

○塩谷委員 それで、その五項目についてであります。今、大臣もお話しいただきましたように、電話で話をして確認をしたということだと思ひます。中部電力としては、一応大臣に受け入れていただいたということ。で今回決定をしたわけですが、やはりその担保、根拠というのか、そういうものを明確に一つ一つ出していたいただきたいというのが本音だと思ふんです。

例えば、第一の、再開については、防潮堤の建設などの中期の地震、津波対策が完了したときに必ず再開できるということ。これは、まさしく国の基準をどう明確にするかということだと私は思ふんです。それがないうまま防潮堤をつくれというの、国が指示したのか中電が考えたのか、はつきり私にはわかりませんが、やはり国がそれで大丈夫だと、今までの経緯からいうと、この十二メートルの防潮堤で大丈夫だと大臣はおっしゃっているはずなんです。ですから、それをしつかりと担保する措置をしていただかないと。

例えば三月三十日の緊急の対策指示にしても、あれは中電はちゃんとやっていると。だけれども、今回、やっていてもだめだと言われる。今回も防潮堤をしつかりやって、その他必要なことをやっても、では再開できるかどうかというのはどう保証されるのかということ。

○海江田国務大臣 三月三十日の本当に緊急でございますから、例えば代替のディーゼル発電の容量というの四百キロワットとか五百キロワットでございます。これでは残念ながらよくこれは一部のマスコミなどでたたかれましたけれども、ここで私どもが要求をしましたのは、電源が切れても、これまで系統の電源がやっていた作業をすべてやるんじゃないかと、少なくとも中央制御室のデータがしつかりとついて、あとは、本当に

万一のときはベント弁を使って容器内の圧力を逃がさなければいけないわけです。そこには若干の放射性物質も含まれるわけですが、もちろん、これはフィルターなどを通して減殺することです。であります。そういう本当に必要な最小限の設備でしかないわけでありまして。

私も、あの三月三十日のをやつてくれたから当面はこれでいいけれども、連続的にいろいろな手当てをお願いしますよ、電源車の場合でも、もっと出力の大きい、容量の大きいものを備えてくださいというお願いをしております。浜岡の発電所の場合も、例えばポンプも十二台使つて川から水を引くわけですが、十二台使つちゃつたら、もうそのバックアップがないわけですね。一つの可搬ポンプは、最初は三時間使えるということとを向こうは言っていたんですが、そんなばかなはずはないといつて聞きましたら、一時間半ですということを行いました。

その意味では、必要最小限のことは何とかやつてくれたわけですが、それだけではやはりまだまだ本当の意味では、今度の福島のような事態が起きたときに万全に対応できるということではありませんで、不断の努力をしてください。よ、継続した努力をしてくださいということ。で、今回、まず第一次のときの必要最低限の、何とか一時間半あれば、その間に電源をつなげる努力をしなきゃいけない、今、電源も、一系統だけじゃなくて、もう一系統やればできるんじゃないですかとか、そういうようなことをやっているわけでございます。

○塩谷委員 今のお話はよく私も理解していますし、また、例えば電源の話は、浜岡だけではなくて、多くの地域もそのとおり評価されています。ただ、今回停止したときに、それでは、この防潮堤と、今お話があつた電源の問題とか、そういった今回指摘されたところをやはり必ず再開できるのか。不断の努力といつたて、まださらにというようなことを言われたのでは、いつ再開で

きるかわからない。だから、中部電力としては、そこをしっかりとした担保、保証をもらわないと、国の基準として、津波対策はこれで大丈夫だ、ここまでやれというものの何か保証を、それができたら必ず再開できるんだということをおっしゃっていただかないと、あるいはそういう措置をとっていただかないと、本当に停止してこのまま再開できないんじゃないかということになりますので、その点をどう具体的にやられるのか。

○海江田国務大臣 必ず再開していただきたいというふうに思っております。

そのためには、今、津波の対策ということでありますけれども、これから東京電力の福島第一発電所の調査の結果なども踏まえた新しい保安基準というものを出そうかと思いますが、今の時点で私もが要請するということでは、今計画が中部電力にございしますが、それを満たしていただければ、またそのときはしっかりと再開をしていただくということでございます。

○塩谷委員 ぜひその点を、しかるべき措置をとって担保していただきたいと思いますし、あと四項目ありますが、それぞれに対して具体的な支援措置を講じていただきたい、これをぜひ大臣として約束していただきたいと思っております。そして、具体的な措置をとっていただくことを強く要望しておきます。

もう時間がないので最後になりますが、この中電の原発の停止に伴って、経済に与える影響が大変大きいと思っております。現在、我が国がこれだけの大きな震災を受けて、それ自体大変な状況にある中で、一つは経済復興に向けて日本に与える影響、さらには電力供給等、こういったことに對して、今後の対応がどう具体的に図られるのか。

例えば、中部地方は製造業の一大集積地でありまして、何とか日本の復興に向けて中部地方が頑張らなければならないという自負もあります。そういう中で、自動車産業とかいろいろ工夫して、輪番制の体制をとったり、電力需要に対してもそういう

計画をしているわけですが、この中部電力の原発の停止によって、明らかにある程度の電力不足は否めない、そして電力供給が安心ということはないわけですね。この点について、やはり日本経済が今後どうなるかということの非常に大きなポイントだと思えますので、経済産業省として、しっかりと国民に今後の計画なり措置をしていただきたい。

それと同時に、風評被害といいますが、今回、浜岡が危険だということは、静岡県は一番危険な県だと言われたのと一緒です。今まで三十年、四十年、そういう中で頑張ってきましたが、ここでもこういうことをやる、観光事業なんか非常に心配ですね。そういうことも含めて、地元経済あるいは日本の経済、特に、先ほど申し上げましたが、東日本の震災がまだまだ復旧復興の緒についているところでありまして、そういう中でのこういう事態というのは、本当に今までの時期なのかと改めて聞きたいんです。

経済産業省として、日本の経済、地域経済、将来にわたってどういうことを考えていらっしゃるのか、ぜひお答えいただきたい。

○海江田国務大臣 今委員御指摘の点はまさにそのとおりでありまして、この中部地域が日本の生産の、あるいは日本経済の心臓部と言っても過言でない地域でございますから、まず一つはしっかりと電力を供給するということが、もう本当にこれが最初にして一番重要な仕事ではないだろうかというふうに思っております。

そして同時に、やはり雇用の問題で、昨日お目にかかりました御前崎の市長も大変心配をされておりました。もちろん発電所の中には、例えば防潮堤の工事でありましてか水密性の工事でありまして、そういう工事で多くの人がそこで働くことになるわけでございますが、問題は、リストラなどがあつて賃金がカットされるというふうなことになると思います、地元の商店街だとか飲食店街だとかそういうものもやはり大きなダメージを受けますので、そういうことのないようにというふうな

私もは考えております。先ほどお話をしました交付金もその一環でございます。

あともう一つは、これは昨日総理もお話をしました。私は、原子力というものはやはり大事な基幹的なエネルギー源として守っていかなければいけない。ベストミックスであります。それから、新しいエネルギーというものも、これはぜひ力を入れて、太陽光発電などは日本はいつときかなり世界の中での優位性がございましたけれども、少しこのところ劣化しておりますので、そういうものを改めて興していくことによって日本の経済をしっかりと立て直しをしていきたい、このように考えております。

○塩谷委員 きのうの菅総理のエネルギー政策を白紙見直し、これもまた突然な発言だな、またかという思いがあります。私は、やはり政治は信頼と説明責任と、そして将来展望を明確に示すということが大事でありますから、今大臣、日本の経済に對しての決意を述べていただきたいんですが、ぜひ頑張っていたいただきたいと思っております。

○田中委員長 次に、稲津久君。

○稲津委員 公明党の稲津久でございます。通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。通告まず、東日本大震災から二カ月が経過をいたしました、この間、さまざまな方が被災地あるいは避難されている方々への御支援ということで、昼夜を分かたず御努力をなさっていました。そうしたことに心から敬意を表させていただきます。そうしても、いまだなお多くの方が避難所暮らしを余儀なくされている、一日も早くこうした方々がもとる生活に戻れること、あるいは被災地がいち早く復旧復興に前進していくことを願つてやみませ

ん。そのために、大臣におかれましては、ぜひリーダーシップを発揮していただいて御尽力いただきたいと思ひますし、我々政治家も、ここは本当に腰を据えて、この被災地の復旧復興のために何ができるのか、そのことを真剣に考えていかなきゃ

ならない、そして努力をしなければいけない。そうではない、我々は国民の皆さんから負託をいただいて議会で議論させていただいたり、また政治の執行を行っている方々もいらつしやるわけですから、ここはそういう思いで臨んでいきたいというふうな思っております。

先日、東京電力福島第一原発の事故で大変な思いをされている福島県の各地域を訪問させていただきました。きょうは、そういった意味で後ほどそのことも紹介させていただきますが、これが現場の声であるということ、その声をお届けしたい、ただこのような思いで質疑をさせていただきたいと思つております。

そのお話に入る前に一つ、先ほど来御議論がおりますけれども、昨日、また一昨日の総理の要請、発言、そして記者会見の内容でございます。浜岡原発の停止、それからエネルギー基本計画の見直し等々についての発言でした。

私は、基本的な考え方として、浜岡原発の立地状況からすると、東海地震等に対する懸念ですとか、今回の東日本大震災、あの大津波、福島原発の問題等々を含めて、津波に対する不安があるのは事実だと思つております。そして、そのことに對して政治がどういう対応をしていくのか、これは極めて重要なことだと思つております。

ただ、その上で、そういったことを踏まえても、この総理の発言や記者発表については、先ほど来のお話のとおり、どうもやはり唐突な感じがしてしようがない。これはマスコミ各紙も論じていますけれども、私たちも、この総理の発言については、なぜ今このときに、そしてこのタイミングで発言をなさるのかということについては、どう考えてもやはり唐突な印象をぬぐえないわけでございます。

そこで、まずお伺いをさせていただきたいと思ひますけれども、大臣はこの総理の発言に對してどのような所見をお持ちかということをお聞きしたいんです。浜岡原発のことについて、例えば総理はこうい

うお話を記者発表でされていますね。停止要請の発表が唐突で、批判も出ているんじゃないか、こういう質問に対して、いろいろな方に意見を聞いた、そして私たちに熟慮を重ねてきたと。私たちなりというのは、総理であり、そしてまさに担当大臣の海江田大臣、ここで熟慮を重ねてきたということなのかというふうに私は理解しますけれども、この点について大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○海江田国務大臣 総理がそういう形で、複数形でお話しになられたということでありますので、恐らくその中には私も入っているかと思いますが、それは、私の場合の熟慮と申しますか、あるいは苦渋の選択と申しますか、これはやはり、先ほど来多くの委員から指摘がありましたように、今、日本全体が電力不足のときに、もちろん私も他の電力を立ち上げて不足のないようにするというところでありますが、この浜岡をとめることによって電力の需給がどうなるのか、電力の供給がしっかりと保たれるのか。電力の供給が保たれないことによる日本経済の後退でありますとか停電でありますとか、こういうことはあつてはならないという、その観点からの判断の難しさというものはありました。

総理は、確かに国の最高責任者としての、それはまた別な苦悩もあつたかと思いますが、私の一番の悩みというのはその点であつたということは御理解をいただきたいと思ひます。

○稲津委員 今の御発言をお伺いしまして、浜岡がとまつた場合、その代替、どういふふうな電力を確保していくのかという、担当大臣としてもやはりこれは相当悩みに悩まれたということを感じます。

しかし、今の大臣の御発言と比べてみると、総理の発言がどうもやはり唐突な印象がする。それはなぜかという、今まさに大臣がおっしゃつたように、このエネルギーの問題については、まさに国民にとつても経済生活にとつても死活問題になつてゐる。そういう状況の中での発言ですか

ら、本来ですと、今大臣がおっしゃつたように、このようなエネルギー体系を構築していかなきやならない、あるいは再構築しなきゃいけない、要するにその熟慮がなければならぬ十分な説明ができないと思ふんです。

ですから、私は、総理の発言のところに、本来であれば、今大臣がおっしゃつたように、ではエネルギーの見通しはどうなるのか、ここに對する議論はこの場でどういふ形で持つていくのかということをお国民の皆さんにお示しをしなければいけなかつたんじゃないだろうか。今からでも遅くないと言ふ方もいらっしゃるけれども、しかし、政治家の発言というのは極めて重たいと思ひますので、私はこのことをまず指摘させていただきます。後ほどまた関連で幾つか質問させていただきますというふうに思ひます。

きょうは、エネルギー基本計画というラインに沿つて何点が聞かせていただきたいと思ふんです。第一点目は、原子力発電のコストと電気料金についてということ、いわゆるエネルギー基本計画につながつていく問題ですけれども、ここをまず伺いたいと思ひます。

大臣は、過日のテレビ番組で、東京電力管内の電気料金について、原子力からガスあるいは原油に置きかわる分を換算すると一六%ぐらいになるというお話で、火力発電に切りかえる際の値上げについて言及したような発言があつたというふうには私は認識をしておりますけれども、この点についての大臣の見解、真意をお伺いしたいと思ひます。

○海江田国務大臣 先週の土曜日から日曜日までございますが、私は自分の記憶では一六%という数字をがえんじつたつもりはないわけでありまして。

ただ、よく混同されますのは、今、片一方で賠償の話がまさに進んでおります。この賠償の話でも、電気料金の値上げによつてその賠償の原資を捻出するのではないだろうかという話もございまして。それで、その一六%とかいう数字自体を認めるものではありませぬけれども、それが賠償によつて起きる料金の値上げ分ではないだろうかとか考へられておりますが、これは違いますよということを私は申し上げたわけでありまして。

やはり原子力のエネルギーというのはほかの化石燃料などと比べて、特に今化石燃料が高騰している事情もございましてけれども、原子力エネルギーは比較的割安であるということから考えますと、そこが大きなダメージを受けたわけでありまして、当然、その代替をする原油でありますとかLNGでありますとか、こういうものに置きかえなければいけない。そうなりますと、それはやはりコストアップにつながつて、それは今の電力料金の決め方では電力の料金に乘せなければいけないということ、その仕組みを説明したかつたからであります。

○稲津委員 福島原発の賠償のことではなくて、そもそも火力発電の方が原発よりもコストが高い、原発はコストが低いんだというお話だと思ふんですけれども、では、その具体的な根拠というのはどういうところによるのかということ、そこをまずとお伺いしたいと思ひます。

○中山大臣政務官 これは、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会コスト等検討小委員会の報告、これは平成十六年の一月なんです、随分前の話でございますが、一般的な廃炉費用を含めた資本費、再処理費用を含めた燃料費、運転維持費など、発電に直接的に要する費用を見積もつて、一キロワットアワー当たり五・三円と試算をされたわけでございます。

しかし、私たちもいろいろな委員会で御質問されたりなんかするわけですが、その中でいつも、マンションつくつてトイレなしというようなことで、廃炉を含めて、最終処分とかそういうお金についても積み立ててはいるんですが、そういうコストを考えると決して安いわけではないと思ふんです。ただ、安定供給とかCO<sub>2</sub>を出さないということが、今まで、五三%までこの原発という

ですから、必ずしもコストだけの問題ではなかつたような氣もいたします。

○稲津委員 電気料金というのは電気事業法で規定されているということ、電気事業法の十九条の二項に供給規定というのがありまして、ここに「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」、これで電気料金が決まるとあるわけですね。適正原価と適正な利潤、これに加えて電気料金が決まるということ、そもそも絶対に損はしないという設定になつてゐる。要するに、そういうことを法的に、仕組みを保障されている。では、その適正な原価と適正な利潤はど

こで決めるのかということ、特にこの原価計算がどう適正なのかという根拠は、私はこれは一回きちんと調べてみる必要があると思ふんです。

そのことはさておいて、今お話ありましたけれども、本日に原子力の原価というのがコストが低いのかどうかという問題です。

今いみじくもお話がありましたけれども、例えば原発一基つくるのに約三千億ぐらいかかるというふうによく言われています。廃炉にするには幾らかかるか。一千億ぐらいかかる。合計で四千亿。そして、今回のような、これは想定外だと当初から言われていますけれども、損害賠償という問題が出たときには、当然こういう問題も出てくる。だから、本当の意味で原子力というのはコストの低いものなのかどうかということを、私はあえてここでまず触れておきたいというふうに思ふんです。

後ほどまた火力発電についてもお話しさせていただきますので、それは後で触れさせていただきます。

次に移ります。福島原発事故の賠償金の問題についてです。これも先ほど来幾つか御質問、御指摘ありました。

四月二十八日に、原子力賠償紛争審査会は損害賠償の範囲に関する第一次指針を出しました。特に、私は農林水産物被害について申し上げたい

と思うんですけれども、政府の出荷制限指示でとか自治体の出荷自粛要請の対象となった農作物は、この費用についても該当するという指針が出されました。しかし、生産者団体が行った出荷自粛は、生産者みずから出荷自粛したものも含めて、賠償の対象となっていないということ。それから、風評被害についても今後の検討課題というふうにされました。これは、私はいかに現場認識とかけ離れた、まさに迅速さに欠ける、ある意味では政治の大きなエラーになってしまっているんじゃないかと思っています。

そこで伺いますけれども、審査会の考え方として、風評被害について、今後の二次指針の取りまとめ等についてどうなっていくのか、この点についてお示しいただきたいと思っています。

○田中政府参考人 先生御指摘ございました原子力損害賠償紛争審査会が策定いたしました指針につきましても、可能な限り被害者の方々を早期に救済するという考え方から、相当因果関係が明らかなるものから順次策定をしていくという方針で、今議論を進めていただいています。

四月二十八日に第一次指針を策定いたしましたけれども、その中には、今先生御指摘のとおり、政府の指示による避難、あるいは農作物の出荷停止というようなことについての考え方を明らかにしたところがございます。第一次指針の対象となっていない農作物の出荷自粛、あるいは検討に時間を要するような風評被害ということにつきましても、この営業損害については今後検討するということをこの一次指針の初めのところに明記をしていただいています。

今後、スピード感を持って、できる限り早く検討を進め、その結果を次の段階の指針から反映していただきたいというふうに考えてございまして、第四回の指針の策定のために、第四回は五月の十六日からまた審査を進めていただくことにしてございまして、スピード感を持って今後とも進めていきたいというふうに考えてございまして。

○稲津委員 ここに所管の大臣等がいらつしやれ

ば私はもつと厳しく言わせていただきたいと思います。ですから、相当な因果関係がわかることから順次行くと。相当な因果関係というのは、現場は明確ですよ。だって、実際にJA福島からは損害賠償なんか出てきているじゃないですか。そこをどう見るかという判断になってくると思うんです。いずれにしましても、次回は五月十六日でございまして、しっかりと対応していただきたいと思います。

その上で、今度は大臣にお伺いしたいと思うんですけれども、福島原発事故での東京電力の賠償金の一時払いについて、これも何度か私もこの委員会でも質問させていただいてまいりました。しかし、現場に実際に行かせていただいて現場の声をいただいた、その上でお話を申し上げたいと思います。

東京電力の誠意のなさ、薄さ、それから損害賠償に対する消極的な姿勢、私は大いに不満です。仮払いの補償金について申し上げたいと思うんですけれども、避難されている方々の支給には応じたけれども、農林水産業の救済はいまだ手つかず、この仮払い、一時払いには応じていないわけでございます。私は極めて遺憾なことだと思っています。

先日、福島県のJA福島中央会、それから南相馬市に参りまして、現地でJAそうまの皆さんから現状を聞かせていただいて要望を受けました。

例えば、これからまさに出荷を期待しているサクランボ、これもどうにもならない。例年だと、ゴールデンウィークの時期は田植えの時期でした。しかし、行く道すがら、ほとんどどこも田植えはされていません。牛の移動をしなきゃならない。えさ代もそうですけれども、避難に伴う経費も自分で何とかしてくださという状況であるという状況。収入のない中、支払いは待っててくれなはつきりしているわけで、これは福島原発の今回の事故によるものです。私は、一刻も早く一時払い、仮払いに応じるべきと思っています。

これは経産大臣に御答弁いただくというのは本当に恐縮ですけれども、しかし大臣としてのこの時点での思いを聞かせていただければと思います。

○海江田国務大臣 稲津委員にお答えをいたします。

稲津委員は、かねてこの委員会でもその御指摘がございました。避難をされた方々に対する生活費の一時的な仮払いは、先ほど報告があったとおり、申し込みの件数は多いんですが、ただ、実際にはまだなかなか、支払いができて滞っているようであります。ですから、これはもつと早くやっつけてくださいということをお願いしているところであります。問題は農業経営者でございます。

農業者につきましては、これは先ほどお話のありました紛争審査会の第一次の判断の中でも出荷制限のところははつきりしたわけでありますから、あれも受けまして私どもの方からも東京電力に要請をしておるんですが、東京電力の側が、とにかく賠償の全体的なスキームを示してくださいます、それがなければだめだというふうに言われている、言われているというか、株主訴訟なんかがあるんだろと思いたすけれども、そういうことがありまして、この損害賠償のスキーム、これはできるだけ早くと言わずに、今週中にも内閣で決定をさせていただいて、それからできるだけ早く国会に法案という形で提案をさせていただきたいと思っております。

その法案が成立をしなければ、例えば出荷制限を受けた農業者に対する支払いができないのかという、私はそうではないと思います。ここはかなりしっかりと交渉しなければいけないと思いたすが、少なくとも閣議決定をしてこういう形で行く、これはぜひ御協力をいただきたいと思いたす。これは、やはりその時点で政府の意思が固まつたわけでありまして、直ちに、まず農業者の出荷制限を受けた方々に対する仮払いを始めていただかなければいけないと思っております。

それから、実は、これはたしか稲津委員の指摘

にもあったと思いますが、今、そうした相談の窓口が東京電力だけになっていくわけでありましてね。もちろん私どもの政府でつくっております生活支援チームというのがございまして、原子力災害の生活支援のチームがございまして、そこに御相談いただくと、そこから東京電力の方に連絡をする。そういう橋渡しも私も何度かやったことがございまして、やはり政府がそういう相談の窓口というものを設ける必要があるのではないだろうかというふうに考えております。

今度新たな損害賠償のスキームをつくる中で、どこに位置づけをするかということは若干今検討中でありまして、政府としてそういった相談の窓口を設けるといっても、本委員会あるいはほかの委員会でも委員を初め皆様方から御指摘を受けた一つの成果といえますか、そういうものを設けるに当たっての一つのきっかけになったというところは事実でございます。

○稲津委員 私は今農業のことを軸にしてお話しさせていただきましたけれども、もちろん漁業それから中小零細の事業主の方々もいらつしやいます。いずれにしても、今大臣が御答弁いただいたことをぜひ、これは重ねて御尽力いただきたいと思います。

もう一つ、東京電力さんについてどうしても申し上げたいことなんですけれども、それは、先ほどもどなたか指摘されましたけれども、東京電力が賠償紛争審査会に事前要望していたということですね。その中身、要旨も見させていただきましたけれども、いずれにしても、賠償限度に配慮をしてほしいという要請。私は、そういうことを要請する立場にもはやないところがこういいうところを通り越して、最初、報道を見ましたとき、にわかには信じがたいぐらい本当に憤りを感じました。そのことをあえてまたどうこうというわけじゃないですけれども、一点だけ、大臣に改めてこのことについても御所見をいただきたいと思います。

○海江田国務大臣 私も新聞記事を見ましたとき、極めて不適切だというふうに思いました。中立的、公平な立場からの審査会でございますので、そこに当事者であります東京電力がそういう意見を言うということは極めて不適切だというふうに思っております。

もちろん、この審査会はそのように影響されたということはないと思っております。

○稲津委員 何となく、今回の要望なんかを見ていますと、中身の要旨も見ていると、東京電力さんは御自身たちが被害者のような意識に立っているんじゃないかとさえ思うぐらい、私は随分違和感を感じたわけでございます。いずれにしましても、大臣の方からもうそういうお話をいただきましたので、ぜひそういう強い姿勢で臨んでいただきたいと思えます。

次は、今後のエネルギー基本計画についてということでお伺いをさせていただきますかと思えます。

総理は、今回の東京電力福島原発事故を踏まえて、原子力、エネルギー政策は事故の検証を踏まえて改めて議論すると申されました、このように認識しています。これは、原発の新たな増設の凍結、それから新エネルギーの推進を議論する意向を示している、このように認識をします。

しかし、では、具体的にどう進めていく気なのか、今後の工程はどうなるのか、こういうことが一番最初に課題としてあるわけでございまして、まずこの点について大臣の見解を伺いたいと思えます。

○海江田国務大臣 総理は、昨日の会見で、エネルギー基本計画、昨年の六月に閣議決定したものでございますが、これを白紙という表現をとったわけでございます。

私は先ほども答弁申し上げましたけれども、ここで、二〇三〇年に、とりわけ原子力で、発電電力量の比率で五三％という数字を出してございまして。今がおよそ三〇％弱でございましてから、そこを大幅に伸ばすということ。それで、再生可能エ

ネルギーのところは現在九％を二〇％、それから、今石炭火力が二五％ぐらいのところを一％にするということも、昨年六月の閣議決定でエネルギー基本計画の中に定めたわけでありますが、私は、やはりこのバランスは変わるだろうというふうに思っております。

○稲津委員 それから、事故の検証のための第三者委員会というのを五月中旬を目途に立ち上げる、このように聞いていますけれども、この点についてはどうでしょうか。

○海江田国務大臣 この第三者委員会、私はむしろ原子力政策の責任者として、まさに第三者ではございませんので、これについては発言を抑えてきたわけでございますが、内閣官房の方で、できるだけ、まさに第三者という印象を皆さんに持たせていただけるような人選をして立ち上げるということでございますので、その時期を待ちたい、こう思っております。

○稲津委員 そこで、エネルギー基本計画のことにもう一回少し触れていきたいと思うんですが、でも、総理がこれを白紙に戻すという話をされて、冒頭私からもお話し申し上げましたように、唐突だとか。なおかつ、ではそのスキームをどこでつくるのか。

具体的な工程は別としても、大体こういうようなと、大ざっぱかもしれないけれども大枠としての今後の日程の考え方も示していくとか、そういうことがなければ到底、やはり唐突というイメージはぬぐい切れないと思うんですね。具体的に、例えば火力はどうするんだ、火力の中でも石炭はどうするんだ、石油は、あるいは天然ガスはどうするんだ、再生可能エネルギーはどうするんだというのを本気で詰めていかなければ、軽々に、ここをとめます、あそこを再開しますなどということは原発に対してなかなか言えないことだというふうに私は思うんです。

そこで、一つの例として、例えば石炭エネルギーについて少し触れさせていただきたいというように思うんです。

石油や石炭それから水力よりも原発の発電単価はコストが安い。しかし、先ほども議論させていただいたように、地震、津波安全対策、そういったコストを考えると、果たして本当に安上がりなのか。

先ほども御答弁いただきましたけれども、これは平成十六年のエネ庁の調査ですけれども、現在、一キロワット時当たりの発電単価は、原子力が一番低くて大体四円八十銭から六円二十銭ぐらいのあたり、その後が、一円刻みぐらいで石炭、天然ガスというふうになっていきますね。そして、それから今度、水力、風力、石油、太陽光と、随分差があるんです。特に太陽光、風力などの再生可能エネルギー、私はこれはむしろ進めていくべきだという立場に立つてお話を申し上げてはいるんですが、今後、発電単価が決して低くないということ、広大な敷地が必要だということ、今日の課題も非常に大きいと思うんです。

しかし、原発への不安があり、当面の電源確保あるいは中期的なエネルギーの計画を考えるとときに、私は、火力発電への依存は、少なからず、当面増ざるを得ないんだと思うわけですね。特に天然ガスについては供給先の確保が課題だったんですけれども、幸いなことに、カタール、オーストラリア、ロシア、こういうことで調達計画が進行していると聞いております。まあ安心だ。

石炭はどうか。石炭も、経産省の大変な努力で、オーストラリア、それからインドネシア、ベトナム、ここから安定した輸入、さらにモンゴルなどの協力も進行中だ、こう聞いております。特に石炭については、これは私の私見もありますけれども、発電単価の優等生だと思っております。安価なエネルギーでもある。さらに、我が国の石炭技術、石炭の利用における技術、これは、発電効率を初め世界最高水準、私たちが誇るに足るものだと思っております。こうした技術が関係各国にも高い評価をいただいて、石炭の安定供給に

つながっている。

まず、我が国のエネルギー需給に占める石炭の役割についてお伺いしたいと思います。

○海江田国務大臣 先ほどもお話をしましたけれども、発電量のベースで、平成二十一年度で二五％ですからおよそ四分の一ということになるかと思えます。

単価につきましては、先ほど中山政務官もお話をしました、それから委員からもお話がありました。本当に原子力に次いで安いということでございます。しかも、この石炭火力の日本の技術がクリーンエネルギーになっているということも御指摘のとおりだと思います。

○稲津委員 御指摘のとおり、ゼロエミッションとかクリーンコールの技術、我が国のすぐれた技術がありまして、これが、産炭国との共同研究ですとか海外への技術普及ということで大変大きな役割を示している。

こういう中で、私は、ある意味では石炭関係予算もしっかり確保していくべきだと思えますけれども、大臣に御所見を伺いたいと思えます。

○中山大臣政務官 今いろいろお話ししてございますが、私、実際、インドネシアで、超臨界とか超々臨界の石炭の発電所を交渉で売るような仕事をやってまいりました。

そのときに、今お話しのとおり、石炭は世界でもまだ大体百年ぐらいもつというところでございまして、非常に重要な燃料源であることが一つと、さらに、日本は、CCSと云って炭酸ガスを海底に埋める技術を、今、苦小牧なんかでも試験をしております。

これはもう先生の言うとおりなんです。実は、石炭は世界各国で相当、大体七割ぐらい使われて、これが炭酸ガスの一の原因になっておりまして、私たちがいい石炭の発電所を持つていくことによって、相手方の国の炭酸ガスを減らすことができるんですね。そういう交渉もできるということで、大変大きな視点で見ていただくとありがたいというふうに思います。今後は、超臨界や

超々臨界や、そういうものを発展させれば世界にも貢献できるというふうに思っていますし、これからは日本の重要な燃料源になるというふうに思っております。

○稲津委員 ありがとうございます。

私、地方議員の時代から、このテーマについてはいろいろ質問させていただいたり意見交換させていただいているんですけども、一般の多くの方々は、石炭はCO<sub>2</sub>を出して余りよくないエネルギー源だ、そういう評価もされたりして、非常に残念な思いをしてきたんですけども、今の大臣政務官のお話をいたたいて、大変意を強くして、共感した次第でございます。

次に、このことに関連して伺いたいんですけども、エネルギー資源に乏しい我が国において、石炭の安定供給というのは天然ガスと並んで大変重要なことであるということ、それから、今私が申し上げたように、ゼロエミッション発電とかクリーンコールの技術と並んで進めてきた、いわゆる産炭国石炭産業高度化事業については、関係国から高い評価と要請があつて、かつ石炭の安定供給に資している、こういうふうに思っております。

以前大臣にもお伺いしましたけれども、この事業の評価と事業継続の所見についてお伺いしたいと思ひます。

○海江田国務大臣 前回もお答えをしたと思ひますが、今、石炭の重要性というのは、中山政務官からもお話がありました、私もやはりそのとおりだと思っております。その中で、この事業が大変大きな役割を占めているということは認識をしております。

今は検討中という形でのお答えにさせていただきましたが、委員から前回に引き続き、また今回もそういう御指摘があつた。しかも今、まさに電力の供給が大切な問題になつていて、中長期的に、国際的な日本のエネルギー政策の中で、改めてこの石炭の地位といひますか、位置が向上しているということとあわせて最終的には結論を出したいと思ひます。

○稲津委員 ありがとうございます。ぜひしっかりと御検討いただきたいと思います。

時間が大分参りましたけれども、残りの時間で、浜岡の原発停止について数点お伺いをさせていただきます。

まず、原発停止という判断に至つた経緯についてなんですけれども、中部電力への総理からの要請ですね。先ほど来、唐突な印象という話をさせていただきましたが、特に、最初、停止期間について言及していなかったために、一時的ですけれども、浜岡原発はもう廃止するんじゃないかというように受けとめられたという話もありました。その後、政府の方から、地震と津波の対策を完成するまでの二、三年の間ということ。

ただ、いずれにしても、私は、このテーマが余りにも唐突だという話を繰り返させていたと思いますけれども、あえて申し上げますけれども、やはり十分な説明が不可欠だということを指摘させていただきたいと思ひます。

今回の判断というのは、科学的それから技術的知見によるべきものでなければいけない、こう思ひます。本来は、こういうことは原子力安全委員会に諮るべきじゃないかと思ひますけれども、この点についてはどうでしょうか。

○海江田国務大臣 原子力安全委員会に諮るかどうかということ、今回は諮っておりますが、もちろん後で、その旨の報告をいたしまして、その報告についての口頭での意見というものはいただいております。

一般的に、私も原子力安全委員会にお諮りをするのは、例えば、原子炉等規制法でありますとか、そういう法律に基づいた措置の指示などを行う場合でありますとか、あるいは、今、まさに東京電力福島第一発電所で行つてある作業が行われておりますが、この作業がきちつと安全を確保して行われているかどうか、私どもの保安院でももちろんチェックをいたしますが、ダブルチェックという意味で、原子力安全委員会の意見をお聞

きする、こういうことがございます。

○稲津委員 それでは保安院さんにお伺いします。

今大臣からもお話がありました、このことをしっかりと明確にするためには、何といつてもやはり科学的な根拠が必要であらう、こう思ひますけれども、保安院はどうですか。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。

中部電力浜岡原子力発電所に関する地震の対策にしましては、新しい耐震審査指針に基づきますいわゆるバックチェックを作業中でございます。それから、今回の緊急安全対策にしましては、短期的対策、それから中長期的対策の計画の内容につきまして、原子力安全・保安院の方で、検査などによりまして確認をしたわけでございまして、そういう意味での緊急安全対策については妥当なものとして評価をしたものでございます。

○稲津委員 大臣は、今回の震災直後に緊急安全対策を指示されたわけですね。結果、全国の原発に対して、例えば避難訓練等々もそうですけれども、それと同時に原子力安全・保安院も立入調査を行った。それで、浜岡原発の緊急安全対策については適正という評価をしたわけです。また、これまでも中部電力は、東海地震を想定しても安全性は保たれるんだ、このようにしてきたところなんです。

そうしますと、これらのことから考え合わせいきますと、今回の総理の中部電力に対する要請というのは、海江田大臣や保安院、それから中部電力の対応と、現実には相違があるんじゃないか、こう受けとめられてもやむを得ないと思ひますけれども、この点について国民の皆さんにどう説明するかということは大変なことだと思ひます。大臣、どうでしょうか。

○海江田国務大臣 浜岡原子力発電所を、今停止中のもの、それから今動いているもの、三、四、五号の炉について、とめていただきたいと要請したということは、私も同じ意見であります。

そして、緊急の安全対策ということでいえば、これは浜岡だけではありませんで、美浜もそうでありまして、その他の原子力発電所もしっかりとやっていたいただいていると思ひます。しかし、それだけで十分かというと、そうではないということは、これまで各地の原子力発電所、同じ状況であります。ですから、不断の安全性を高める努力をしていただきたいということをお願いしているわけでありまして。

どこが浜岡と違うのかということでは、地震の発生する、あるいは地震が発生することにより津波が襲来する、その蓋然性と申しますか、これがやはり圧倒的に高いという、この点でございます。

先ほど何人かの委員から御指摘がありました、ほかの発電所とどう違うのかと。その津波の襲来の蓋然性でございますが、私は、先ほどのマグニチュード八以上の地震ということも、これは三十年という時間的な長さで言っているわけでございます。人間の歴史にとつては三十年というのは比較的時間でございます。しかし、やはりこれらの地震などの地質学上の三十年というのは、本当にあつたという間ですね。地球の歴史から見ると三十年というのはあつたという間なわけでありまして、その意味では、先ほど御紹介をいたしましたけれども、まさにいつあつてもおかしくないというこの表現が私は適切だろうと思ひます。

そのいつあつてもおかしくない状況にある原子力発電所について、当面の安全性というものは確保されておりますが、さらなるもう一段の、やはり中長期的な安全性でもってカバーをしていただきたいということが私どものこの判断の根拠でございます。それはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○稲津委員 時間が参りましたので終わらせていただきますけれども、予定していた質問が幾つか残つてしまいましたが、それはまた後日というふうにさせていただきます。

浜岡以外はどうなのかということに対しての国

民の不安もありやというふうに思います。世界的に見ても、地震、津波、原発、これが重なる地域は、例えば日本とか、アメリカの西海岸ですか、割と限られている。浜岡のことを総理がそのように指摘をなされて今回停止ということにするのであれば、この際、原発の安全性そのものをどういう形で国民の皆さんにきちんと説明できるのか、私はある意味での検証がいま一度必要かなと思います。

それから、最後になりますけれども、きょうのこの委員会の中で一つの一番大事なテーマというのが、やはり総理の熟慮ということがどうなのかということだと思います。

私は、原子力安全委員会、保安院、専門機関がこのことについて、しっかりと政府に対して、総理に対して役割を果たしているのかというところ、これもちよつと疑問です。したがって、そのところを指摘させていただいて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○田中委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

きょうは、浜岡原発を中心に質問したいと思えます。

この浜岡原発問題というのは、日本共産党が国会で取り上げたのは三十年前になりましたが、一九八一年の二月四日の予算委員会、当時、書記局長だった不破哲三議員が、確実に来る大地震への備えこそ最大の安全保障だとして、浜岡原発のすべてが東海地震の震源域の真上にあると。ですから、一、二号機はもとより、さらにその上に三号機の建設を当時の通産省が認可した問題を追及しました。

それで、先日ようやく、三十年おくれましたけれども、菅総理が浜岡原発運転停止を求めたわけですが、きょうは順番に伺っておきたいんですが、日本と世界で、震源域の真上に原発をつくっているところはどこにあるのかをお示しいただきたい。

たい。それからもう一つは、活断層から一キロメートル以内に設置している原発は世界と日本での原発なのか、これを大臣に伺っておきたいと思えます。

○寺坂政府参考人 事実関係なので、私からまずお答え申し上げます。

まず、震源域の真上にある原子力発電所でございますけれども、世界の原子力発電所の事例に關しましては、今、私どもが資料を見ている限りでは、承知をさせていただきます。

それから、活断層から一キロメートル以内にある原子力発電所、世界に關しましては十分承知してございませぬけれども、日本におきましては、平成十八年の耐震設計審査指針の改訂に伴いましてバックチェックが行われているところでございませぬけれども、現在までの評価におきましては、関西電力の美浜発電所、日本原子力発電株式会社、敦賀発電所、それから日本原子力研究開発機構「もんじゅ」におきましては、敷地から約一キロメートル以内に耐震設計上考慮すべき活断層が確認されているというふうに承知してございます。

○吉井委員 ですから、世界じゅう探しても、そもそも東海地震とか、さらに東海・東南海・南海地震あるいは日向までずっと連動した場合に巨大な地震になるわけですが、震源域の真上に原発をつくっている国というのはないんです。

それで、今、敦賀、美浜、「もんじゅ」の例を挙げられましたけれども、外国の場合についても、実は、これは二〇〇八年四月四日に原子力安全・保安院の佐藤審議官の答弁で、アメリカでも一キロメートル以内にはない、最も近いのでディープロキヤニオンの二基が四・八キロ、それからサンオノフレ原発で八キロ離れていると。ですから、日本のように、原発が活断層の真上とか、美浜はたしか活断層の真上だったと思いますが、二百メートルほど離れたところに表層に活断層が見つかるようなところはないというのが現実だと思うんですが、再度確認しておきます。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどの平成二十年の内閣委員会での原子力安全・保安院からの答弁でございませぬけれども、アメリカのディープロキヤニオン原子力発電所、約五キロメートル近傍に活断層、それから同じくサンオノフレ原子力発電所におきましては八キロメートル近傍に活断層があるという旨答弁をしているのは、そのとおりでございます。

○吉井委員 ですから、震源域の真上とか、活断層の集中地帯に原発を立地するということが自体が国際的に見て異常なんです。

大臣に伺っておりますが、アメリカのボデガベイ原発というのは、近くに震源域があると地質学者が指摘した後、この原発の扱いはどうなりましたか。

○海江田国務大臣 御指摘の原子力発電所は、建設計画が提案されたものの、現在はその計画が破棄されているということでございます。

○吉井委員 これは、一九六四年十月二十七日に、アメリカの原子力委員会、当時のAECの規制部は、三十二万五千キロワットのボデガベイ原発については、要するに近くに震源域があるということがわかって、耐震設計の点から不適当という見解を出して、運転中止といいますが、そもそもつくることが自体をやめた。当時、日本では浜岡三号機をつくるようになってきたときなんですよ。

それで、次に伺っておりますのは、当時の不破委員の質問に答えた中で、森山資源エネルギー庁長官は、浜岡原発三号機の審査に当たって、マグニチュード八・四が安政大地震だが、マグニチュード八・六という、理論的に考えられる最高震度を想定した審査をしたと発言したわけですが、しかし、当時から、マグニチュード八を超えるものというのは、この千年以内に、安政の大地震だけじゃなしに、永長、明応、宝永というふうに四回記録しているんですよ。それで、何かあると想定外という話になるんですけども、その想定外の話はだめだということをずっと私たちは言ってきたわけです。

「地震地体構造から将来起こると予想されてお

ります直下型地震を含む最大の地震動すべてを勘案して安全審査をした」、これは浜岡三号機に当たつてのエネルギー長官の答弁だったんです。

しかし、現在は、もうそういうのは今回福島でも超えてしまったわけです。東海・東南海・南海地震、さらには日向まで連動して動くことも想定されているんですが、このときにはマグニチュードは幾らぐらいになると想定しておられますか。

○寺坂政府参考人 マグニチュードの数字をちよつと持ち合わせておりませんで恐縮でございますけれども、当時の最大加速度、基準地震動に關しましては六百ガルを想定したというふうに承知してございます。

○吉井委員 それは何ガルかの話なんです。大体、多くの地震学者などが、連動したときにはマグニチュード九を超えることも考えなきゃいけないと指摘しているときですから、当時考えておつた六百ガルというのは既にもう突破してしまつていくわけです。それは新潟県中越沖地震で、柏崎刈羽原発ではタービン建屋で二千万ガルを超えたんです。これを経験し、約三千万ガルの機器類の損傷、破壊が記録されました。

福島第一では、今回、受電鉄塔が倒壊する。内部の方は、津波とは別に、そもそも最初の地震の一撃でどれぐらい原発プラントが損壊したかということ自体がまだつかまれているんですよ。しかし、少なくとも柏崎刈羽の三千万ガ分に並ぶぐらいが地震だけでも被害を受けているということを考えなきゃいけない問題だと思うんです。

浜岡原発がマグニチュード九を超えるぐらいの地震に遭遇したときには、大体どれぐらいの機器類が破損、故障するというふうにお考えなのかを、想定を伺っております。

○寺坂政府参考人 現在、耐震バックチェックの作業を重ねてきているところでございますけれども、具体的に今どのような数の損傷、もちろんその損傷のいろいろな程度はあるかと思えますけれども、その点についての数字は把握してございません。

○吉井委員 柏崎刈羽の場合はマグニチュード六・八で直下型ではあったんですが、それで三千里所なんです。震源域で、マグニチュード九ぐらいが連動してあるということを考えた場合には、これはとても大きな故障、損傷を、地震だけでも、津波対策をとったって地震でもそもも原発プラントがいかれてしまうということを考えておかなきゃいけないと思うんです。

あわせて伺っておきますが、地震のときには液化現象があります。三十年前にも実はこれが不破委員の方から取り上げられて、それで静岡県自身が調査してまとめたもので、三百ガルの加速度で液化するという、その液化状況について調べた報告書も地図の上で紹介されました。

今回、千葉県浦安では地域の八五％が液化して、下水管、水道管が各所で破断して、市民生活が普通に成り立たないという事態になっていいます。浜岡原発の冷却水配管は液化した場合にはどうなるのか。とりわけあそこは砂地盤ですから、八百メートルですから約一キロぐらい先まで冷却水配管を延ばしているわけですね。砂を巻き込まないように、延ばした先で高さ二メートルぐらいにして取水口を設けておりますが、そもそも液化化したときに、約一キロ先まで延ばしている取水配管を含めてどういう状態になるのか。これは私は破壊されるということを心配しなきゃいけないんじゃないかと思いますが、どういう想定をしておられますか。

○寺坂政府参考人 先ほど来申し上げております新耐震審査指針に基づきます事業者の評価、それに対してまず保安院、国としての評価の作業が続いているわけですが、まず、三連動のマグニチュードに関しましては、今、事業者から出されているものにつきましては八・七で評価の作業を今現在に進めているところでございます。

それから、液化化に関しましては、原子力発電所の原子炉建屋などいろいろな構造物があるわけでございます。耐震設計上重要な建物、構造物に

関しましては、原子炉建屋などでございますけれども、岩盤に直接支持されているということがございます。それから、耐震設計上の、現在の重要度分類では、SクラスではなくてB、Cクラス、そういった建物、構造物に関しましては、重要度に応じた設計荷重に対して十分な支持性能を持つ地盤に設置されており、ごく一部の例外を除き岩盤に設置されていることを、これは事業者の方でございまして、確認したとしております。

これは、新潟県中越沖地震などの経験も踏まえたものでございます。

そういったことでございますが、いずれにいたしましても、現在、そのような点も含めまして、耐震バックチェックの作業を進めているところでございますが、今回の東京電力福島第一発電所に關するさまざまな事故原因の検証、そういったものも踏まえた上での作業が必要であるというふう

に考えてございます。

○吉井委員 今のマグニチュード八・七の想定というのは、東海地震単体なんです。やはり問題にしないといけないのは、連動したときにはマグニチュード九、場合によっては九を超えるものを考えなきゃいけないと地震の専門家などから指摘されているときですから、今の想定ではとても合わない。

それから、取水配管とか配管類が破損するというのは、柏崎刈羽の場合もそうなんですが、そもそも、変圧器火災を消そうにも消火栓が破損しておつて水がよろよろとしか出てこないなど、これは何も消火栓の話をしているわけじゃないですが、原発というのは、石油化学と同じように、要するにプラントなんです。そのプラントの配管が破損するというのを、とりわけ液化化を含めて、第一撃、衝撃によつても破損するし、液化化によつても崩れていくということを考えておかなきゃいけないと思うんです。

班目委員長に來ていた、だいておりますので、伺います。

二〇〇七年十一月七日の内閣委員会、この年

の七月十六日の東電柏崎刈羽事故を踏まえて、大きな断層の上や巨大地震の震源域に原発を立地する問題を取り上げました。当時、鈴木篤之原子力安全委員長は、直下に大きな断層があり、大きな震源域となり得る場合には、多分そういうようなところに立地することは難しくなるといふのが通常であろうと答弁されました。

班目委員長、この考えは変わりませんか。

○班目参考人 原子力発電所の設計に当たっては、しかるべき地震動を想定して、そのような地震が生じたとしても、安全機能に支障がないことを要求してございます。

したがって……(吉井委員)鈴木さんと一緒にですね」と呼ぶ結局は同じことになります。

○吉井委員 わかりました。

海江田大臣に伺っておきたいんですが、当時の鈴木安全委員長も、今の班目委員長にしても、要するに、震源域に原発立地は難しくなるというのは通常である、この考え方なんです。この立場からすると、今はとりあえず停止ということなんですが、浜岡原発はこの問題に当たるものだと私は思いますが、大臣、どうですか。

○海江田田務大臣 まず、私どもが中部電力にお願いをしたのは、緊急の安全対策はやつてくださいということ、これに対して緊急の安全対策はやつていただきました。

しかし、地震の発生の可能性というのが他の発電所と比べてやはり圧倒的に高いわけでありまして、そして、地震が発生すれば津波が原子力発電所を襲う可能性も同様に圧倒的に高いわけでありまして、他の原子力発電所は、もちろんこれは急いでいた、だますけれども、中長期的という一つの目安をつくつて、この範囲の中でぜひやりくださいといったことを前倒しして、そして今、三月三十日の緊急安全対策だけじゃありませんで、同時にこれもやつてくださいということをお願いしたわけでございます。

○吉井委員 これは緊急対策で済むような話じゃないんです。原子力安全委員会の考え方として

は、要するに、震源域に原発立地は難しくなる、通常、こういうことは考えられないことだという立場です。と来ているわけなんです。

浜岡原発というのは、他の原発と違って、東海、あるいは連動すれば東南海、南海、日向沖まで。ですから、マグニチュード九を超えることを、今回の福島、場合によってはそれ以上のものを考えておかなきゃいけない、そういう震源域の真上にあるんですよ。

その真上にある原発については、とりあえず今停止ということなんですが、そもそこは原発立地にはふさわしくないところだったんだ、そのことをきちんと腹に据えていただいて。現に震源域に浜岡原発の立地を認めてしまったという過去の決定は間違いだったと思うんですが、やはり再生可能エネルギーを爆発的に普及させることが必要であるし、そのことを考えないと浜岡問題の解決はできない、このことを申し上げて、時間が参りましたので質問を終わります。

○山中委員長 次に、山内康一君。

○山内委員 みんなの党の山内康一です。

本日は、まず最初に原発事故に関する風評被害についてお尋ねをしたいと思ひます。

今回、浜岡原発の運転中止を菅総理が要請されたときに、私はたまたま海外にいらしまして、その海外の泊まっていたホテルで各国のテレビニュースを見ていたんですね。言葉は通じなくても、画面だけ見ていると、海外のメディアで非常に大きく今回の浜岡原発の停止のことが報道されておりました。

浜岡原発は大変危険な場所にあるので停止する、その結論としては正しいかもしれせんし、私も評価できると思ひます。しかし、プロセスが余りにも不透明であり、手続的に唐突な感じがありました。恐らく、海外のメディアあるいは海外でニュースを見ている人たちから見ても、唐突に総理大臣が悲壮な顔をして原発をとめろという記者会見をやる、日本の原発は相当怖いんじゃない

ないかという印象を持つと思うんですね。

海外のニュースをずっと見ていて思ったんですが、ニュースだけ見ている外国の人というのは、やはり風評被害、日本は全部危ないんじゃないかという先入観を持ってもらえないという印象を受けました。ニュース報道というのは、どうしてもほんの数分間にまとめて非常に目立つところだけ報道しますから、海外のニュースだけ見ていると、日本は本当に危ない、そういう印象を持たれても仕方ないと思うんですね。そういう意味では、政府として、積極的に風評被害をなくすためにきちんと海外のメディア、プレスに対して説明していくということが非常に重要だと思っております。

そこで質問ですが、経済産業省は、海外における原発事故の風評被害対策、どのようなものを実体的に行っているのでしょうか。

○田嶋大臣政務官 御答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、場所的に離れると必ずそういうことが起きると思えますけれども、やはり一にも二にも情報発信ということで、あらゆるタイミングをとらえて、いろいろな立場のところから正しい情報を発信していく、これに尽きるのではないかと思います。

まず、政府レベルにおきましては、バイの会談や、つい先日、大臣に出席いただきました日中韓経済貿易大臣会合などの場においての働きかけ、それから今後の予定では、来週はAPEC貿易担当大臣会合、再来週はOECD閣僚理事会、そしてG8サミットがバリ近郊で行われるといった、あらゆる機会をとらえていくということでございます。二つ目が、海外メディア、ホームページを通じて情報発信を行っていく。そして、三つ目が、ジェトロ海外事務所や在外公館を通じていろいろな主要都市において説明会を、これまでも行っていましたし、今後も行っていく予定でございます。

○山内委員 今の御答弁に関して質問させていた

だきます。役所の方でも結構ですので、お答えいただければと思います。

バイの会談で説明する、あるいはAPECで説明する、G8で説明する。説明して、恐らくその場にいる首脳とか大臣はわかってくれるかもしれないが、それを相手国のメディアがちゃんと報道してくれるかというと、ニュース価値は意外と低いのかなと。そういった意味では、ただ機会あることに説明する、それもどっちかという儀礼的な場で説明するだけではやはり不十分だと思っております。

もっと報道する記者の側に深く理解してもらう方法、ちゃんと理解した上で報道してくれるように、メディアに対するアピールというのは非常に重要だと思っておりますけれども、具体的に今ホームページで流すとおっしゃいました、あるいはジェトロや在外公館が説明していると言っております、それが今までどれくらい効果があつたのか、あるいは今後どういう具体策を考えていらっしゃるのか、お答えいただけますでしょうか。

○武藤政府参考人 外務省の対応を御説明させていただきます。震災の発生以降、関連情報の対外発信ということに全力で取り組んでございます。

広報ということでございますけれども、具体的には、例えば、松本大臣が、これは四月三十日、一日合併号でございますけれども、インターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙に、ジャパン・イズ・オープン・フォー・ビジネス、日本営業中、あるいは日本がビジネス先としてもオープンである、こういうふうな意味でございますけれども、そのような趣の寄稿を行いまし、日本との交流の拡大を訴えたというようなことがございます。

また、原子力発電所の現状とか我が国がとっている関連措置等について、これは関係省庁の出席を得て、在京の外交団に対する日々のブリーフィングを行っているところでございますし、また、在京のビジネス界に対しても説明会を開催したと

ころでございます。

それから、外国のプレスに対しても、これは官邸を中心に、外務省も含めて関係省庁が出席をして連日ブリーフィングを行っておりますし、インタビュイー等、積極的にそういったことを通じて情報発信をしているところでございます。

それから、在外公館におきましても、相手国の政府要人とか有識者への働きかけ、あるいは現地メディア、インターネット等を通じて正確な情報を提供するよう積極的な取り組みを続けております。海外産業向けの説明会というものが四月下旬より行っておりまして、北京、ロンドン、上海、ロサンゼルス、バンコク、ソウル、パリ、デュッセルドルフでは既に行っておりまして、今後、台湾とか香港、シンガポール、ニューヨーク、ブラッセル、ジャカルタ、ミラノで開催の予定がございます。

御指摘も踏まえつつ、さらに我々としても関係省庁と協力をして、日本の安全性について今後とも諸外国への正確かつ時宜を得た情報提供を続けてまいれる所存でございます。

○田嶋大臣政務官 一点申し上げたいのは、おつ

しやるとおり、マスコミがどのぐらい現地で注目をされるかということでございますけれども、せんだつての日中韓経済貿易大臣会合でも、共同宣言という形で発信をさせていただいたのは、まさに日本にとつて困るという話だけじゃなくて、国際的なサプライチェーンが途絶えることで彼ら自身も困っているんだということを共同で発信することが、現地のメディアにとつて、これはニュース性が高い、ニュースバリューがあるはずだというふうな考えていただけるきっかけになるのではないかと思います。そういう発信をこれからも行っていききたいと思っております。

○山内委員 今、外務省からヘラルド・トリビューンなどに広告を出したということでした。非常に重要なことだと思えますが、ぜひ、英語だけでなく、中国語でもスペイン語でもフランス語でも、いろいろな媒体で、記事にしてくれないなら

広告を打つというのも非常に重要だと思います。外務省は、今回、補正で予算は削られるばかりですけれども、そういう広報に関しては、むしろ補正で、原子力発電に関する風評被害対策、こういったものにもっと予算をつけると要求してもいいぐらいだと思っておりますので、誤った認識を持たれないように、ぜひ外務省も経産省も頑張っていたいただきたいと思えます。ちよつと大臣に聞こうと思つていたんですが、いらつしやらないので……。

一つ経産省に対して、事前通告の内容とちよつとずれるかもしれないので、もしお答えできない場合は所感だけでもお述べいただければと思います。

特に東京を中心に、外国のビジネスマン、留学生、いろいろな人たちが原発の事故の影響を恐れて海外に戻つてしまいました。母国に戻つたり、あるいは関西エリアに避難したり、あるいは香港、シンガポールに移動したり、非常にビジネスの面でもいろいろな面で不都合が出たり、日本経済にとつてもダメージが相当あるんじゃないかというふうな考えております。

外国人の、在日外国人というくくりでいうと法務省の入管かもしれませんが、入管は、どつちかというと取り締まる方は一生懸命ですけれども、人を招く方は余り熱心でもありません。観光客は観光庁がもしれない、留学生は文科省がもしれない。いろいろな人たちが日本にいて活動しているんですが、特にビジネスの人たちが日本に戻つてこられるように、あるいは、今度東京に赴任しろと言われたら嫌だと言う外国の人が出ないように、ぜひ経産省としても、日本にもっと多くのビジネスマン、投資家、そういう人たちが来てくれるようなアピールというのが必要だと思っております。

例えば東南アジアなんかでは、よくボード・オブ・インベストメントみたいな委員会があつて、外国の投資家とか企業家に、もっと来てくださいというふうないろいろな誘致策を一生懸命アピー

ルしています。今、日本、特に東京では、そういう海外向けのアピールをやらなくちゃいけない。そのときに、一般論として外務省がやるのも必要ですけれども、経産省は経産省で、特にビジネスセクターに関して、もう日本は、東京は特に危なくないんだよということをアピールしていく必要があるんじゃないかと思ひます。

そういうことは、経産省としてはやれるんじゃないか。事務方に聞いたら、何かIT分野に関しては前にやったことがあるという話がありました。ビジネスセクター全般に、東京は大丈夫だ、来ても大丈夫だ、そういう発信はどのようにお考えでしょうか。

○海江田国務大臣 私、事情が許せば、海外に行ったときに、なるべく海外のビジネス界にそういう発信をしたいと思つております。

それから、ジェットロが各地にございます。このジェットロは、今回もかなり活発に日本は安全なんだということをPRしてくれたというふうに承つております。

○山内委員 ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間がないので恐らく最後の質問になりますが、今月、日中韓の三国首脳会談がありまして、もう既に報道されていますが、日中韓の三カ国で原子力関係者の定期協議を始めようといったようなことを日本から提案された、あるいはするのかもしれませんが、そう聞きまして。

中国や韓国の原発というのは、日本にとつては、もし事故があつたときには非常に大きな影響が及ぶのは当然です。風向きとの関係もありますので、日本で事故が起きたときに中韓に及ぶ悪影響よりも、むしろ中韓で大きな事故があつたとき日本がこうむる被害というのがもっと大きいんじゃないかという気がします。

今、日本が事故を起こしておいてこんなことを言うのは僥倖ですけれども、中韓ももっと情報公開をしつかり原子力発電をやつてほしいということとは日本側からも言う必要がありますし、むしろ

日本側が思い切つて情報公開して、これでもかというぐらい情報提供して、情報公開することによって、中国も韓国もある程度自分の国の原発の情報公開をせざるを得ない状況に追い込んでいくということが必要ではないかと思ふんですが、そういった今後の日中韓三カ国の原子力発電に関する情報交換、こういうメカニズムについて経産省の方針をお尋ねします。

○中山大臣政務官 今報道ベースのお話がありましたが、これを福島でやろうというような提言まで出ておりまして、ある意味では、実際どういう状況であるかを見てもらうと。情報公開、百聞は一見にしかずで、一番いいことだというふうに思つています。

ただ、この安全・保安院のトップクラスが、二十年の九月から会合を定期的にやつていて、そこそこ、空中に戸はつけれませんが、必ず放射能や何かは原爆実験なんかがあれば当然流れてきていますよね、いろいろな意味で。ですから、私たちの起こした事故は外国に影響がある、もちろん外国で起こした事故は日本にも影響がある、こういうことで、密にこれからしっかりと情報を交換していくことが大切だということで、今後もこれはしっかりと続けていくつもりでございます。特に福島の会議は期待をいたしております。

○山内委員 ぜひ頑張つていただきたいと思ひますし、この事件をきっかけにして、特に中国、韓国の原子力発電、中国は必ずしもメディアが自由じゃない国ですから、どこまで情報公開しているかわからないところもありますので、三国で信頼関係を築いて、事務局もきつちり置くか聞いていますので、しっかりと情報共有と情報公開の体制をつくつていただきたいと思ひます。

そろそろ質問の時間がなくなりますので、最後に要望ということで、今回の日中韓の三国の首脳会談というのは非常に重要なアピールの場だと思ふんですね。特に、日本の、できましたら被災地に近いところまで中韓の首脳やハイレベルの人が

行つて、自分の国の国民に向かつて、中国と韓国の国民に向かつて、日本が危険なのは一部の地域だけであつて、その他のほとんどの地域は問題ないんだよということをアピールしてもらえたら、これ以上の広報効果はないと思ひますので、きょうは外務省審議官の方が見えなくても、きょうは外務省としても経産省としても、そういう近隣国への風評被害対策をしつかりとやつていただきたいと思ひます。

時間が参りましたので、質問を終わります。

○田中委員長 次に、伊東良孝君。

○伊東委員 震災後、ちょうど二カ月がたちました。瓦れきの除去あるいはライフラインの確保など復旧作業も進んでいるところですが、いまだに収束が見えないのが福島第一原発の件であります。

これは、現地福島だけではなく、関東も、あるいは東北全域も北海道も含めて、日本という国自体が将来に不安と影響を感じている、このように思ふわけでありまして。事の経緯についてはもう繰り返しません、十一日の地震、津波発生以来、原子炉冷却機能の喪失、これが大きな影響をその後及ぼして今日に至つていられるわけでありまして。

さて、私は、きょうは原子力安全委員会についてお伺いをしたいと思つておりました。

原子力安全委員会は、原子力基本法、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法及び内閣府設置法等に基づきまして設置されており、一方、原子力を安全に利用するための国による規制は、直接的には経済産業省あるいは文部科学省等の行政機関によって行われているわけでありまして。

この原子力安全委員会の位置づけにつきまして、内閣総理大臣を通じて関係行政機関への勧告権を有するなど、通常の審議会にはない強い権限を持つておりまして、専門的かつ大局的の見地から判断を下す五人の原子力安全委員会委員が、国会の同意を得て総理大臣から任命されているわけでありまして。もちろん常勤職としてお勤めでありまして、その下に、法律で設置が定められてお

ります原子炉安全専門審査会、六十名の定員でありますし、核燃料安全専門審査会、四十名の組織があります、そのほかに緊急事態応急対策調査委員、これが四十名いるわけでありまして、それ以外に安全委員会が任命する専門分野助言組織、二百五十名の組織があり、その下に事務局が百名くらいいる、大きな組織となっております。

先ほども言いましたように、これは経産省、文科省からも独立した強い権限を持つ専門組織だ、こう思つていたのでありますが、三月十一日、地震当日であります、午後四時から第十六回の原子力安全委員会臨時会議が班目委員長室で開かれたこととあります。もちろん委員は常勤でありますのですぐ参集できたのでありまして、会議の内容は、三月十一日午後四時でありますから、二時四十六分発生の地震に伴う緊急技術助言組織の立ち上げを行つたと事務局からの報告だけであり、資料なしに五分で終了した、こう聞いているわけでありまして。

この時間帯は津波の真つ最中でありまして、想像を絶するその映像が、テレビでどのチャンネルを見ても流れていたのではないのでしょうか。福島原発は大丈夫だろうかという話が一言もここからは出てこなかったのか。あるいは、原子力の専門家が五人そろつていて、数百名に及ぶスタッフのもので、あの大震災の後、こうした会議が五分で済んでしまつていられるという、この委員会の状況につきまして、私は委員長にお伺いしたいと思ひます。

〔委員長退席、楠田委員長代理着席〕

○班目参考人 当時の実情についてちよつと御説明させていただきます。

福島第一発電所から原発法の十条通告がございまして、それに基づいて直ちに緊急に原子力安全委員会を開催し、緊急助言組織を立ち上げたというのが会議の内容でございます。

と同時に、緊急助言組織を立ち上げるために一斉携帯メールで緊急事態応急対策調査委員を招集してございます。このような方たちは、ほかに職

を持つ方でございますので、よそから集まっていたかなければなりません。ところが、実態として、一斉携帯メールが全く機能しなかったということから、この場合は、臨機応変という言い方はちよつと語弊があるかもしれないけれども、我々の持てる力を最大限に生かすためにその場その場に應じた対応をしようということをお願い合

す。  
○伊東委員 これは、委員長、大臣も聞いていておかしくありませんか。日本の原子力安全行政の、それも首相を通じた勧告権を持つ極めて重要な委員会が、地震が発生して五分で会議を終え、あるいは地震後三日、これだけの大きな出来事があるの国であつてはならない、恐らく初めてであろう経験をしていて、この安全委員会が、委員長は官邸に詰めていた、そして委員会は全く機能していない、こんな状態でまともだと思ひますか。

○伊東委員 今のお話は、この間も四月二十七日の衆議院決算行政委員会でお話をされている点であります。現実には、事務局からの報告、たゞいまお話ありました緊急技術助言組織の立ち上げというのを事務局から報告を受けただけというふうな会議録ではなっているわけでありまして。

確かに、班目委員長は、十二日から十四、五日までずっと官邸の方にこもつておられたと、この間、決算行政委員会でもそのように説明をされました。しかし、三百名を超えるこの組織が、委員長が官邸に行っているからといって、何の機能を果たしたんですか。

さて、その三日後であります三月十四日、午後三時三十分から、次の第十七回の臨時会議が委員長室で開かれたわけでありまして、このときの議題は、緊急の場合における実用発電用原子炉に関する線量限度等の告示についてというものであります。このときも配付資料なしであり、所要時間はまた五分であった、何の質疑もなかったと聞いているわけでありまして。

先ほど言ったように、地震当日メールが伝わらなくて、緊急事態緊急対策調査委員四十名のうち数名しかこの日は出てこなかった。その後十六名にふえたというお話でありました。これは緊急事態緊急対策調査委員です。これ以上の緊急事態というのはいくつかあるんですか、一体、この人たちをどういうことで任命し、使命をきちつと理解させたんですか。緊急事態に呼べないような、出てくることのできないような、こんな調査委員は、名前だけじゃないですか。

三月十四日といえば、この時点では既に一号機から三号機までベントを開始しており、放射能が大気中に出ていた状態でありまして、また、一号機では十二日に水素爆発が起こっており、三号機では十四日の十一時爆発音と白煙が上がって、加えて、海水の炉心への注水がこの一号機で十二日から、三号機で十三日から始まっている、この時期の十四日の三時三十分であります。なぜこのときも五分で会議が済んでいるんでしょうか。これについてお答えいただきたいと思ひます。

そして、これに加えて、外部専門家、先ほど言いましたように二百五十名も組織図にはあるんです。その下に百名も事務局がいるじゃないですか。この人たちがいて、一体何のために、これだけの緊急事態、これだけの一大事に機能しない原子力安全委員会というのはいくつですか。

○班目参考人 実は、そのときは私は官邸の方に詰めておりましたので、その会議には欠席してございましてので詳しいことは存じませんが、議題は、今回の事故の大きさから考えて、作業に当たる従事者の被曝限度を二百五十ミリシーベルトに上げる必要があるのではないかという要請があつたことに對し協議したというふうな何つておりま

それは、委員長がどこかに行つていたとか、官邸に行つていたとか、そんな話ではないというふうには私は思ひます。そんな個人的な、官邸に行つていたから原子力安全委員会が機能していませんんという話には私は全くならないというふうには思ひますし、いいですか、この三回目の十七日の

会議もまた五分で終わつていっているんですよ。震災から丸一週間、三回原子力安全委員会が開かれて、なぜ、五分で、資料もなしで、意見交換もなく、これだけの大事件が起きていのに安全委員会が機能しないんですか。これについて説明してください。

〔楠田委員長代理退席、委員長着席〕

○班目参考人 まず最初に、このような原子力災害発生時の原子力安全委員会の任務ということでございましてけれども、そのような場合には原子力災害対策本部が招集されますので、その本部長に對し、これは総理でございましてけれども、技術的な観点から助言を行うこととなつてござい

と思ひます。この委員会での質疑を含めて、委員会がどのように機能したのか。  
○班目参考人 そういう意味では、まさにこういう原子力災害発生時の、我々の任務であるところの技術的な助言活動というのは、しっかりとやっておつたというのが我々の認識でございまして。  
○伊東委員 おかしくないですか。災害が発生してから一週間、どれだけのことがあつたか、これはおわかりのほうでしょう。これだけのことがありながら、原子力安全委員会の中では、どなたも一言も発言もしなければ、意見交換すらしてないんですよ。五分で事務局の説明を聞いて終わっているんですよ。

す。したがうしまして、私、委員長自身が災害発生直後から官邸の方に参つて、本部長である総理を初め、経済産業大臣その他の方々に技術的な観点からの助言を行つております。具体的には、東京電力で起こつてい

かとは知りません。それは個人のお話であつて、その前段となる話をこの委員会の中で一度でもされましたか、皆さんと一緒に。されてい

る状況というのをその時点その時点で把握し、それについての解説を行つてきたということでございます。

○海江田国務大臣 私から一言お答えを申し上げます。先ほど委員は、委員長として個人の意見を言つたというふうな発言でございまして、これはそうではありませ

一方、緊急助言組織としては、前の委員会でも申し上げましたけれども、十六名の緊急事態緊急対策調査委員の方と、それ以外に専門委員の方等十六名、合わせて三十二名の方に集まつていた

たというふうな発言でございまして、これはそうではありませんで、まさに安全委員会の委員長として、私も本

これは本場に多岐にわたつてございまして、例えば除染の基準はどうしたらいいのか。これも、それまでに考

ただ、先生の御意見の中で、委員会として機能したかどうかということは、これは事務方にもいろいろ問題があ

員会は私も経産省の役所ではございません、これは内閣府のもの、独立をした組織でございますが、そういった安全・保安体制のあり方というのは今後とも議論をしていかなければいけない、そのように思っております。

○田中委員長 班目委員長、今質問者から出てくるのは、委員長の役割がどうのこうのという形じゃなくて、安全委員会は組織としてどういう活動をしてきたのかと、組織論を言われております。そのことを明確に答えたいといかないんじゃないかと思えます。再答弁をお願いします。

○班目参考人 申しわけございません。組織としては、実態としては活動していたにもかかわらず、きちんとした議事録を残しておかなかったということは大変な失敗であったというふうに我々認識しております。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、組織としては、本来任務であるところの原子力災害時の助言活動をしっかりとやっていたというふうに認識してございます。

○伊東委員 私は、揚げ足取りでこんな話をしてるんじゃないんですよ。

これは、この間の決算行政委員会的时候、十二日から十四、五日まで官邸に詰めていた、その官邸に詰めていた間に、十四日に委員会が開かれていたものでありますから、今初めて私は欠席されているというのを聞いたけれども、委員長の立場であれば、専門の五名の委員会で、その下に何百人もいる組織でありますから、少なくとも、官邸の状況あるいは現況について委員会としてどういうアドバイスを、どういう勧告を、どうすべきかという話を安全委員会としてすべきであったというふうには私は思っています。それがそうでなかったものですか、私は、五分で終わっている会議は、こんな大事なとき、一週間の間に三回も安全委員会を開いていて、それがすべて資料もなし、説明もろくになさって、意見交換もなしで、三回とも五分で終わっているからおかしいという話をしているだけであります。

さて、その後の会議の状況であります。会議ばかりにこだわるわけではありませんが、三月二十五日に、初めて四十二分、少し保安院の方々からの説明を含めて四十二分の会議がありました。それから、さらに三日後の三月二十八日、これまた九分で終わってしまっている会合であります。三月中、いいですか、十一日から始まって三月二十八日まで五回、トータルでも六十六分、一時間の会議ですよ。

私たちの会議でさえ、一回何かあって、これだけの一つの問題をやるというたら、何時間もかかるのはざらなわけでありまして。どうして、国の根幹をなすこんな重大事件のときに、その一番の責任者たる原子力安全委員会が三月中に五回開いて、それもトータルで六十六分なんというばかな話になっているのかというところが不思議でたまらないんですよ、私は。

これは議論がなされていないのか、この五人の先生方が、今回の大震災について、福島県の深刻な状況について、なぜ御自分たちの専門の知識をそこで聞かせて、披露して、政府にきちっと物を申さないのか、不思議でならないんです。ですから、インターネットで委員の年収千六百五十万円というふうに書かれてやられるわけでありまして。私は、これは情けない話だというふうに思います。

私は、議事録をずっと読んでみました。そうしたら、どれほどの建設的な意見をこの安全委員会でお話しされているかと思ったら、そうじゃないじゃないですか。保安院の方からの説明を受けたのが大半で、たまたま文部科学省の説明があったり、委員のお一人、お二人からちよっと御自分の意見や質問が出たり。本当に驚いたのは、これだけの専門家の大先生が五人そろっていて、文部科学省や保安院に質問して、これはどうなっているんですか、あんなっているんですか、資料をいただけませんかというばかなことを言っている話がおかしいと、本心、私はそう思いました。そうじゃなくて、皆さんの高度な知見を文部科

学省や保安院や政府にきちっとお伝えして勧告するのが本来の姿だというふうには私は思うわけでありましてけれども、残念ながら全然違う。文部科学省から出たデータを追認して、これで安全委員会が認めたということにしましうねなどという話がああ会議録の中で出てくるわけでありまして。私は、もう情けない限りでございます。本来の果たすべき安全委員会の役割、そして、三百名も四百名もいらつしやるその組織のあり方について、委員長と大臣の御見解をぜひお伺いしたいと思っております。

○班目参考人 先ほども申しましたように、今回の災害発生に伴って、これはいわゆるマニュアルどおり、例えば防災基本計画等にのっとってやった場合には対処できないということは明らかでした。そういう意味では、臨機応変というか、場合によっては記録も残さない形であってもきちんとして対応はしようということを経験に申し合わせてございます。

そのために、実は、こういう場合には、原子力安全委員会としてではなくて、原子力安全委員会緊急助言組織という形でいろいろな助言活動ができるようになってございます。そういう緊急助言組織という形では随分多くの助言を発信してございますが、申しわけございません、今のところはまだホームページ等々では公開していないのが実情でございます。しかしながら、安全委員会としてきちんとした活動をしていたというふうに認識してございます。

○海江田国務大臣 私も先ほどお話をいたしましたけれども、あの十一日の地震、そして津波、それによる全電源喪失から始まる一連の事態というのは、本当に、どう言えはいいんでしょうか、うまく表現ができませんが、まさに背筋も凍るような思いの中で、そのときに班目委員長が駆けつけてきてくれました。もちろんこれは原子力安全委員会の委員長たる班目先生ということで駆けつけてきてくれました。本当に適切なアドバイスをいただいた。

そのアドバイスによって、ベント弁を早くあけるようにとか、海水を早く注入するようにとか、そういうことを私は適切に東京電力に対して指示をすることができた、そのように思っております。ですから、私は、班目先生に対しては、本当に不眠不休でやっていた、いただきましたので、感謝の念でいっぱいでございます。

しかし、先ほどもお話をしましたけれども、組織のあり方の問題、これはまた別の問題でありまして、委員が指摘をするような面が多々あるというの、私もそのとおりだろうというふうに思っております。

○田中委員長 班目委員長、質問の趣旨に十分答えた方がいいと思います。というのは、委員長が幾ら優秀であっても、全体の二百人以上の組織のメンバーを十分稼働しなければ何にもならないわけでありまして、そのことを今質問者は言っているわけでありまして、終わったことはしようがないにしても、今後どうするかも含めて答弁ください。

○班目参考人 その意味では、確かにきちんとした記録を残していないとか、情報発信が不十分だったということは反省させていただきたいと思っております。

その上で、今後、なるべくきちんと記録を残すような形で努力させていただきたいと思っております。で、よろしくお願いいたします。

○伊東委員 それでは、四月四日の定例会議の中で、平岡原子力安全・保安院次長の経過報告がありました。その説明の中で、タービン建屋のたまり水の問題があり、これがいろいろな作業の支障となつていて、これは、一方では海城への漏えいといった問題もあるので、それらの対応を進めている、こう言っているわけでありまして。

この四月四日の定例会議の前日、四月三日には、高濃度の汚染水が二号機のタービン建屋からかなりの量、これは映像で出ていましたけれども、漏れて出ていることがわかったわけでありまして。これに対して水セメントであるとかいろいろ

なものを注入したりしていたわけでありますが、それに対処するために、その次の日の四月四日、この安全委員会の定例会議が開かれた日でありますけれども、行き場のない低濃度汚染水一万一千五百トン海洋に放出したわけであります。

しかし、いいですか、前日に高濃度の汚染水が漏れていることがわかり、四日の日に一万一千五百トン放出したことが、原子力安全委員会の四日の会議の中でただの一言も触れられていないんですよ。これはおかしくありませんか。

僕は、これは安全委員会ではなくて保安院に聞きしたいんですけれども、これは報告省略可能な事柄であるのかどうか、なぜこんな大事なことが会議の中で報告されなかったのか。これはその次の日、その次の日、二、三日後には、福島県漁業者から、全国の漁業者が猛烈に反発をして、国の方にも何回も陳情したりしているわけであります。

この安全・保安院の無報告についての見解と、これを知りながら安全委員会の中で何も話が出なかったという、その見解について委員長からお伺いします。

○寺坂政府参考人 海への汚染水の放出に関しましては、もともと、タービン建屋にたまってまいりました汚染水をどのように処理していくのかという課題があったわけでございます。さまざまな議論、検討の結果として、最終的には、まず低いレベルの……(伊東委員「聞いたことだけ答えてください」と呼ぶ)

要するに、その話と、それから、たしか二日だったと思いますが、高いレベルの汚染水が実際に海中に出ているという話と、時間差といえますか違いがある、もともとたまっていった水と、出ていたというようなことがございまして、それで低いレベルの汚染水の海洋放出、これは安全委員会の方にもお話ししたわけでございますけれども、今御指摘のように高いレベルのものがピットから出た……(伊東委員「いやいや、低いレベルのものも説明していないんだ、僕は議事録を

読んだけれども」と呼ぶ)

失礼しました。  
高いレベルのものが出始めたことについてきちんと報告が適切になされていなかったということについては、これは保安院としてもよく検証し、反省をしていかなければならない部分かと思っております。

それから、低いレベルのものをあらかじめ出す作業に関しましては、これは安全委員会の方に話をいたしまして、助言をいただいたところと承知してございます。

○伊東委員 委員長の見解を聞きたかったんですが、少なくとも四日当日の定例会議の中では全く報告されていませんよ、平岡さんからは。私は、議事録を全文持つて、読んでお話ししているわけでありまして、もう一つだけ問題があります。

タービン建屋の地下のたまり水について、これを復水器に回収しようという話を平岡次長がしているわけでありまして。復水器に回収しようということですが、いろいろな水がたまっておりまして、復水器の水を移送するために別のタンクに移す、そのタンクもいっぱいになるのでまたそれに移す、こう言つて、タービン建屋の水を復水器に戻そうとしているわけでありまして。

さて、三号機でありますけれども、原子炉の温度上昇が続いていると言われまして、この四月四日の時点では圧力容器の下部温度が百十四・一度でありました。私が数日前にお聞きしたところでは、百六十度を超えたというところまで聞いているわけでありまして、その原因として配管の水漏れが考えられることから注水ルートの変更を検討しているとお聞きしておるわけでありまして。現状としてどのようなことになっているか。

そして、その結果として、復水器から水がふれる可能性が出てきたため、タービン建屋の地下に復水器の水を放出し始めたという話を数日前に聞いたわけでありまして、これは本当でしょうか。

か。言っていることやっていることが正反對ではないのかな、そんな気がしてならないわけでありまして。

これは、原子力安全委員会としても、報告を受け、了承したことなのかどうか、これについてお聞かせください。

○班目参考人 本件に関しては、原子力安全委員会の場での報告ではなくて、別途、助言要請等の形でいろいろの報告を受けているということで、ホームページ上に載っている議事録等とはちよつと違う形で処理が行われているということでございます。

ちよつとつけ加えさせていただきますと、今回の災害発生からしばらくたって、統合本部というのが東電の本店内に設置されております。その統合本部には、原子力安全委員会の方からもリエゾンを必ず派遣して情報をとるようになってございます。したがって、情報のルートは、本会議の場以外にもいろいろあったということ。

それから、助言要請なんかも、これは一々会議を開いていたらとても間に合わないということとで、適宜対応しているというのが実態だということとで御理解いただきたい。

○伊東委員 時間がありませんので、今聞いたことだけちよつと答えてください。

復水器の水をタービン建屋の地下に放出し始めたのではないかとという件が一つ。それと、温度の上昇が続いている、この現況について今お伺いしたわけでありまして。

さらにまた、海洋放出について知っていたかという話。私は、平岡さんは、一万一千五百トンの海洋放出について、四月の安全委員会の定例会議の中で、当日であるにもかかわらず、何一つ説明していないから、おかしいのではないですかという話を聞いているわけでありまして。

タービン建屋の件、それから温度上昇の件、今の件、ちゃんと答えてください。

○海江田国務大臣 今の委員の質問、いろいろな要素、いろいろなファクター、あるいはいろいろな

な日時の問題が出ております。

整理してお話をしますと、二号炉は、実は、圧力容器、サブプレッションチェンバーといまして、よく出てまいりますドーナツ状の、恐らくこの一部が破損をしているんだらうということとで、大変高濃度の水がたまっていくわけでございます。この高濃度の水を何とかして、最終的には、集中ラドと申しますけれども、密閉性の高い大きな建物の中に移そう。そこへ移していく過程で、いろいろの、今ありました復水器でありますとか、そのほかの、一時的に別な建屋にということも考えておりますが、そこへ持つていくという一つの流れがあります。

そして、その中で、先ほど、映像なんかにも出ておりました大変高濃度の水というのは、これはまだはつきりしておりません。

それから、二号と三号の間のしつかりとした区別というものがあるのかどうなのかわからない状況でございますが、あそこから出てきたのは、トレンチという管を伝わって、最終的に、ピットというものがございまして、そのピットの割れ目から流れていたわけでございますが、これを何とかしてとめなければいけない。これをとめるためには、先ほどお話をした、低濃度の水をどこか別なところに運ばなければいけない、ところが、それが運ぶ手だてが間に合いませんでしたもので、やむなく海中放水になったということでございます。

この海中放水について説明があったかなかったかは、安全委員会にお聞きいただければいいわけでございます。

そして、そうした、二号機は大変濃度の濃い汚染水でございますが、あと三号、四号は、さつき委員もお話をしましたけれども、特に地下にたまっておりまして、どうもあれは津波のときに入った水ではないだらうかというのが基本的な見解です。ただ、二号、三号のところの境界はつきりしませんから、場合によっては二号の濃い水が流れている可能性もあるということ。ただ、建

は、鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他

国民経済上重要な鉱物であつてその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定める鉱物をいう。

第十条中「鉱業権」を「第二十一条第一項の規定による鉱業権」に改め、「設定の出願の下に（以下「鉱業出願」という。）を加える。

第二章中第十一条の前に次の節名を付する。

#### 第一節 通則

第十三条ただし書中「探掘権は、抵当権及び租鉱権」を「第二十一条第一項の規定により設定された探掘権にあつては抵当権及び租鉱権の、第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により設定された探掘権にあつては抵当権」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（処分制限）

第十三条の二 鉱業権は、第五十一条の第二項の許可を受けなければ、移転相続その他の一般承継によるものを除く。同項及び同条第三項各号、第五十二条並びに第三百六十六条第九号において同じ。）の目的とすることができない。

第十四条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「合理的開発上」を「合理的な開発上」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第三十八条第一項の規定により指定された特定区域内において設定された鉱区にあつては、その面積は、前項本文の規定にかかわらず、当該特定区域の面積（当該特定区域の面積の変更があつたときは、その変更後のもの）を超えることができない。

第十五条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第十八条第一項中「二年」の下に「石油又は可燃性天然ガスを目的とする試掘権については、四年」を加え、同条第二項中「石油を目的とする試掘権については三回」を削る。

第十九条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」

に、「左の二を次の二」に改める。

第二十条の次に次の節名及び款名を付する。

#### 第二節 鉱業権の設定

##### 第一款 出願による鉱業権の設定

第二十一条第一項中「鉱業権」の下に「（特定鉱物以外の鉱物を目的とするものに限る。）を加え、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第二十二条第一項中「探掘権」を「前条第一項の規定により探掘権」に、「前条第一項」を「同項」に改める。

第二十三条第一項中「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第二十四条中「経済産業局長は、鉱業権の設定の出願」を「経済産業大臣は、鉱業出願」に改める。

第二十五条第一項中「石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物について探掘権の設定の出願」を「地表に近い部分に存する鉱物について第二十一条第一項の規定による探掘権の設定の出願（以下「探掘出願」という。）に、「経済産業局長は、探掘権の設定の出願」を「経済産業大臣は、探掘出願」に、「附して」を「付して」に改め、同条第二項中「経済産業局長を「経済産業大臣」に、「附して」を「付して」に改める。

第二十六条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「附して」を「付して」に改める。

第二十七条第一項中「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に改め、同条第二項中「試掘権の設定の出願」を「第二十一条第一項の規定による試掘権の設定の出願（以下「試掘出願」という。）に、「探掘権の設定の出願」を「探掘出願」に改め、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第二十八条第一項中「試掘権の設定の出願」を

「試掘出願」に、「探掘権の設定の出願」を「探掘出願」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「として試掘権の設定の出願」として「試掘出願」に改め、同項ただし書中「但し、試掘権者」を「ただし、当該試掘権者に、「探掘権の設定の出願」を「探掘出願」に、「更に試掘権の設定の出願」を「更に試掘出願」に改め、同条第三項中「第三十七条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項」を「第三十一条第一項、第三十二条第一項又は第三十三条第一項」に改める。

第二十九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「許可の基準」を付し、同条中「経済産業局長は、試掘出願地が願書の発送の時に於いてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区と重複するときは、その重複する部分についてはを「経済産業大臣は、第二十一条第一項の規定による出願が次に掲げる基準に適合している」と認めるときでなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その出願に係る鉱業出願人が鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その出願に係る鉱業出願人が十分な社会的信用を有すること。

三 その出願に係る鉱業出願人が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第六十条（同法第三十三条第二項、第三十四条又は第三十五条の規定による命令の違反に係る部分に限る。）に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第五十五条の規定により鉱業権を取り消され、又は第八十三条第一項の規定により租鉱権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その業務を行う役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

四 その出願に係る鉱業出願地が第三十八条第一項の規定により指定された特定区域（特定区域の変更があつたときは、その変更後のものとし、その願書の発送の時の属する日以前に、同条第七項の規定により公示されたものに限る。）と重複しないこと。

五 その出願に係る試掘出願地が願書の発送の時に於いてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区と重複しないこと。

六 その出願に係る探掘出願地が願書の発送の時に於いて次のいずれにも該当しないこと。

イ その目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区又は自己の探掘鉱区と重複すること。

ロ その目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、その重複する部分でなお試掘を要すること。

ハ その目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、現に当該試掘鉱区に係る鉱区税の滞納があること。

七 その出願に係る鉱業出願地がその目的となつてゐる鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、当該鉱業出願地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものではないこと。

八 その出願に係る鉱業出願地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化

財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

九 前各号に掲げるもののほか、その出願に係る鉱業出願地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

第二十九条に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合に於ては、出願の願書の発送の時が当該各号に定める期間を経過した後でなければ、その出願を許可してはならない。

一 試掘権がその存続期間の満了前に消滅し、又は試掘鉱区の減少があつた場合において、その試掘権の目的となつていた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする試掘出願があつたとき(その試掘出願地がその消滅した試掘権の鉱区又は試掘鉱区の減少した部分に該当するときに限る。)その試掘権の消滅又は試掘鉱区の減少の日から六十日(試掘権の残存すべき期間又は残存する期間が六十日に満たないときは、その期間)

二 探掘権が第五十五条の規定により取り消された場合において、その探掘権を取り消された者以外の者による当該探掘権の目的となつていた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする鉱業出願があつたとき(その鉱業出願地がその取り消された探掘権の鉱区に該当するときに限る。)その取消しの日から六十日

三 第十五条第一項の規定による禁止が解除された場合において、その禁止を解除された鉱物を目的とする鉱業出願があつたとき(その鉱業出願地がその禁止を解除された地域に該当するときに限る。)その解除の日から三十日

第三十条から第三十五条までを削り、第三十六条を第三十条とする。

第三十七条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「基いて」を「基いて」に、「探掘権」を「その探掘権」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に改め、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「探掘権の設定の出願」を「探掘出願」に改め、同条第三十一条とする。

第三十八条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「探掘権の設定の出願」を「探掘出願」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「探掘権の設定の出願」を「探掘出願」に改め、同条第三十二条とする。

第三十九条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「試掘権の設定の出願」を「試掘出願」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「試掘権の設定の出願」を「試掘出願」に改め、同条第三十三条とする。

第四十条第一項中「経済産業局長は、第三十七条第一項、第三十八条第一項」を「経済産業大臣は、第三十一条第一項、第三十二条第一項」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第三十四条とする。

第四十一条の前の見出し中「名義の変更」を「地位の承継」に改め、同条中「名義を」を「地位」に、「変更」を「承継」に改め、同条第三十五条とする。

第四十二条第一項を次のように改める。

相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退の場合以外の場合において承継前の鉱業出願人(以下「旧鉱業出願人」という。)の地位を承継しようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、その承継に係る鉱業出願をしなければならない。

第四十二条第二項中「名義の変更があつたときは、経済産業省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を経済産業局長に届け出なければならない」を「地位を承継した場合において、その承継人が旧鉱業出願人の地位を承継しようとするときは、当該承継人は、経済産業省令で定める手続に従い、遅滞なく、その承継に係る鉱業出願をしなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、承継人が旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、この限りでない。

第四十二条に次の二項を加える。

3 承継人は、前項ただし書の旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、経済産業省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第一項又は第二項の規定による出願があつたときは、旧鉱業出願人の願書の発送の日時に当該承継人が当該承継に係る鉱業出願をしたものとみなす。

第四十二条を第三十六条とする。

第四十三条中「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に改め、同条を第三十七条とし、同条の次に次の一款及び節名を加える。

第二款 特定開発者の選定による鉱業権の設定

(特定区域の指定)

第三十八条 経済産業大臣は、特定鉱物の鉱床が存在し、又は存在する可能性がある区域について、当該特定鉱物の開発により公共の利益の増進を図るためには、当該区域における当該特定鉱物の開発を最も適切に行うことができる者(以下「特定開発者」という。)を選定し、その特定開発者に当該特定鉱物の試掘又は探掘を行わせる必要があると認めるときは、当該区域を特定区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、設定しようとする鉱業権の目的とする特定鉱物の種類に応じ

た第十四条第二項に規定する面積以上の面積を有する土地の区域であつて、かつ、その指定の際現にある鉱区、鉱業出願地又は他の特定区域と重複していないものに限つてするものとする。ただし、その指定の際現にある鉱区又は鉱業出願地の目的となつていない鉱物と異種の鉱床中に存する特定鉱物を目的とする鉱業権を設定しようとするときは、当該鉱区又は当該鉱業出願地と重複して指定することができる。

3 経済産業大臣は、第一項の特定区域を指定したときは、特定区域ごとに、特定開発者の募集に係る実施要項(以下単に「実施要項」という。)を定めなければならない。

4 実施要項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定区域の所在地  
二 特定区域の面積  
三 設定する鉱業権の種類及びその目的とする特定鉱物の名称  
四 特定開発者の募集を開始する日及び募集の期間

五 特定鉱物の掘採計画を定めるべき期間

六 特定開発者を選定するための評価の基準  
七 前各号に掲げるもののほか、特定開発者の募集に必要な事項

5 前項第四号に規定する期間は、六月を下らない期間を定めるものとする。ただし、経済産業省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

6 第四項第六号に規定する評価の基準は、設定する鉱業権の目的とする特定鉱物の合理的な開発その他の公共の利益の増進を図る見地から定めるものとする。

7 経済産業大臣は、第一項の規定により特定区域を指定し、又は第三項の規定により実施要項を定めたときは、遅滞なく、特定区域を表示する図面と併せてこれらを公示しなければならない。これらを変更し、特定区域の指

定を解除し、又は実施要項を廃止するときも、同様とする。

8 第二項の規定は、特定区域の変更に準用する。

(設定の申請)

第三十九条 前条第一項の規定により指定された特定区域(特定区域の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)において特定鉱物を目的とする鉱業権の設定を受けようとする者は、当該特定区域に係る実施要項に従つて、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に、事業計画書及び区域図を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 申請の区域の所在地

二 申請の区域の面積

三 氏名又は名称及び住所

3 前項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前条第四項第五号に規定する期間中の特定鉱物の掘採計画

二 掘採の方法(前条第四項第三号に規定する特定鉱物が石油又は可燃性天然ガスの場合にあつては、石油若しくは可燃性天然ガスの鉱床以外の地下の部分にある流体が当該鉱床に浸入し、又は当該鉱床内の石油若しくは可燃性天然ガスが当該鉱床以外の地下の部分に漏出しないための措置その他の当該鉱床の保全のための措置を含む。第四十一条第二項第二号において同じ。)

三 掘採を行うための資金計画

四 掘採を行うための体制

五 予想される鉱害の範囲及び態様

六 前各号に定めるもののほか、特定鉱物の掘採に關し経済産業省令で定める事項

4 第二十三条第一項から第四項まで、第二十

五条第一項及び第二十六条の規定は、第一項の申請に準用する。

(特定開発者の選定等)

第四十条 経済産業大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、その申請に係る募集の期間の終了後遅滞なく、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 その申請に係る鉱業権の設定の申請(以下「鉱業申請」という。)をした者(以下「鉱業申請人」という。)が特定区域において鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その申請に係る鉱業申請人が十分な社会的信用を有すること。

三 その申請に係る鉱業申請人が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

四 その申請に係る鉱業申請をした土地の区域(以下「鉱業申請地」という。)がその目的となつてゐる鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合においては、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が、他人の鉱業の実施を著しく妨害するものではないこと。

五 その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

すおそれがあるものでないこと。

2 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、鉱業申請人の申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第三十八条第四項第六号に規定する評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての鉱業申請人の事業計画書について評価を行うものとする。

3 経済産業大臣は、前項の評価に従い、特定鉱物の開発を最も適切に行うことができると認められる者を選定し、その者に対し、その申請に係る鉱業権の設定の許可をするものとする。

4 経済産業大臣は、前項の規定により鉱業権の設定の許可をしようとするときは、関係都道府県知事(国の所有する土地については、当該行政機関)に協議しなければならない。

5 経済産業大臣は、第三項の許可を受けた者に対し、その申請に係る鉱業権の設定の登録をしたときは、当該許可を受けた者以外の者がした鉱業申請については、同項の許可を与えないこととし、その者に対し、その旨の通知をするものとする。

6 第三項の許可は、その許可を受けた者が当該許可の通知を受けた日から三十日以内に、経済産業省令で定める手続に従い、登録免許税を納付しないときは、その効力を失う。

7 前項の場合において、経済産業大臣は、第二項の評価に従い、第三項の許可を受けた者の次に特定鉱物の開発を適切に行うことができると認められる者を選定し、その者に対し、その申請に係る鉱業権の設定の許可をするものとする。

8 第四項から第六項までの規定は、前項の許可に準用する。

(特定開発者である試掘権者による探掘権の設定の申請)

第四十一条 前条第三項又は第七項の規定により特定開発者として選定され、試掘権の設定

を受けた試掘権者は、その試掘鉱区における特定鉱物の試掘の状況を踏まえ、当該試掘鉱区に重複してその特定鉱物を目的とする探掘権の設定を受けようとするときは、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、その試掘権の登録番号その他経済産業省令で定める事項を記載した申請書に次に掲げる事項を記載した事業計画書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 経済産業省令で定める期間中の特定鉱物の掘採計画

二 掘採の方法

三 掘採を行うための資金計画

四 掘採を行うための体制

五 予想される鉱害の範囲及び態様

六 前各号に定めるもののほか、特定鉱物の掘採に關し経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 その申請に係る鉱業申請人が特定区域において鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その申請に係る鉱業申請人が十分な社会的信用を有すること。

三 その申請に係る鉱業申請人が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

四 その申請に係る鉱業申請地がなお試掘を要するものでないこと。

五 その申請に係る試掘権について鉱区税の滞納がないこと。

六 その申請に係る鉱業申請地がその目的となつてゐる鉱物と異種の鉱床中に存する鉱

物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合においては、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

七 その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

八 前各号に掲げるもののほか、その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

4 第二十三条第一項から第四項まで、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条及び第三十七条の規定は、第一項の申請に準用する。

(特定開発者である試掘権者の試掘権のみなし存続期間)

第四十二条 前条第一項の規定による申請があつたときは、その試掘権の存続期間の満了の後でも、その申請の却下若しくは不許可の通知を受けるまで、又はその鉱物を目的とする掘採権の設定の登録があるまで、その試掘権は、存続するものとみなす。

### 第三節 鉱業権の変更等

第四十四条第一項から第三項までの規定中「経済産業局長を「経済産業大臣」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十五条の見出し中「増減」の下に「の出願」を加え、同条第一項中「鉱業権者は、鉱区」を「第二十一条第一項の規定により鉱業権の設定を受けた鉱業権者は、その鉱区」に改め、同条

第二項中「探掘権者は、抵当権が設定されている探掘権について」を「前項の規定により探掘権者が抵当権が設定されている探掘権の鉱区の減少の出願をしようとするとき」に、「鉱区の減少の出願を」その出願に改め、同条第三項中「第三十五条」を「第二十八条」に、「及び第四十三条」を「第二十九条第一項(第三号を除く。及び第二項並びに第三十七条)に改め、同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

### (鉱区の増減の申請)

第四十五条 特定区域内において鉱区を有する鉱業権者がその鉱区の増減をしようとするときは、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならぬ。

2 経済産業大臣は、前項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 その申請に係る鉱業申請人が特定区域において鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その申請に係る鉱業申請人が十分な社会的信用を有すること。

三 その申請に係る鉱業申請地がその目的となつてゐる鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

四 その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産

業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

3 第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第三十七条及び前条第二項の規定は、第一項の申請に準用する。

第四十六条第一項中「探掘鉱区」を「第二十一条第一項の規定により探掘権の設定を受けた探掘権者(以下「一般探掘権者」という。))は、その探掘鉱区」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第四十四条第三項」に、「及び第二十四条から第三十五条まで」を「第二十四条から第二十八条まで並びに第二十九条第一項(第五号から第八号までに係る部分に限る。))及び第二項」に改める。

第四十七条第一項中「探掘権者は、前条第一項を「前条第一項の一般探掘権者は、同項」に「経済産業局長を「経済産業大臣」に改め、同条第二項、第三項及び第五項中「経済産業局長を「経済産業大臣」に改める。

第四十八条第一項中「経済産業局長は、探掘鉱区」を「経済産業大臣は、一般探掘権者の探掘鉱区について、その鉱区」に改め、「ときは」の下に「当該一般探掘権者に対し」を加え、同条第二項中「第三十七条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条第三項及び第四項中「経済産業局長を「経済産業大臣」に改める。

第四十九条第一項中「経済産業局長は、試掘鉱区」を「経済産業大臣は、第二十一条第一項の規定により試掘権の設定を受けた試掘権者(以下「一般試掘権者」という。))の試掘鉱区」に、「かんがみを」鑑み」に、「探掘権の設定の出願を「探掘出願」に改め、同条第二項中「経済産業局長を「経済産業大臣」に改める。

「一般探掘権者」に改め、同条第三項中「第四十三条」を「第三十七条」に改める。

第五十一条中「探掘権者を「一般探掘権者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

### (鉱業権の移転)

第五十一条の二 鉱業権の移転をしようとするときは、当該鉱業権の移転を受けようとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、鉱業権の登録番号その他経済産業省令で定める事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 その申請に係る鉱業権の移転を受けようとする者が当該鉱業権の目的となつてゐる鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その申請に係る鉱業権の移転を受けようとする者が十分な社会的信用を有すること。

三 その申請に係る鉱業権の移転を受けようとする者が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

四 その申請に係る鉱業権の移転を受けようとする者による鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

4 第二十三条第一項から第四項まで及び第三十七条の規定は、第一項の申請に準用する。

### (鉱業権の相続その他の一般承継)

第五十一条の三 相続その他の一般承継によつて鉱業権を取得した者は、経済産業省令で定

める手続に従い、取得の日から三月以内にその旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出が、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、その旨をその届出をした者に通知し、いずれかに適合しないと認めるときは、鉱業権を譲渡するために通常必要と認められるものとして経済産業省令で定める期間内に譲渡すべき旨をその届出をした者に通知しなければならない。

一 その届出に係る鉱業権を取得した者が当該鉱業権の目的となつてゐる鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その届出に係る鉱業権を取得した者が十分な社会的信用を有すること。

三 その届出に係る鉱業権を取得した者が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

四 その届出に係る鉱業権を取得した者による鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

第五十二条の前の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「又は鉱区の増減若しくは分割を」「鉱区の増減、分割」に、「合併の出願を許可」を「合併又は鉱業権の移転の許可を」に、「取消」を「取消し」に改める。

第五十三条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第五十三条の二第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第四項中「経済産業局長が地方鉱業協議会の意見をきき、且つ、経済産業大臣の承認を受けて」を「経済産業大臣が総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて」に改める。

第五十四条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第五十五条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条中第一号から第三号までを次のように改める。

一 第二十九条第一項第三号イ又はハに該当するに至つたとき。

二 第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定による命令に従わないとき。

三 第五十一条の三第一項の規定による届出をしなかつたとき。

第五十五条第五号中「昭和二十四年法律第七十号」を削り、同号を同条第八号とし、同条第四号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 第五十一条の三第二項の期間内に鉱業権の譲渡がされないとき。

五 第六十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して事業に着手しないとき、又は同条第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

六 第六十三条又は第六十三条の二の施業案によらないで鉱業を行つたとき。

第五十六条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第五十七条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「取消」を「取消し」に改める。

第五十八条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条の次に次の節名を付する。

#### 第四節 鉱業権の登録

第六十一条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条の次に次の節名を付する。

#### 第五節 鉱業の実施

第六十二条第二項及び第三項中「具して、経済産業局長」を「付して、経済産業大臣」に改め、同条第四項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第六十三条第一項中「試掘権者」を「一般試掘

権者」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「探掘権者」を「一般探掘権者」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「鉱業権者」を「前二項の鉱業権者」に、「第二項」を「前項」に、「得た」を「受けた」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の二条を加える。

第六十三条の二 第四十条第三項又は第七項の規定により鉱業権の設定を受けた鉱業権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、第三十九条第二項の事業計画書の内容に即して施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更するときも、同様とする。

2 第四十一条第一項の規定により探掘権の設定を受けた探掘権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、同条第二項の事業計画書の内容に即して施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更するときも、同様とする。

3 前二項の鉱業権者は、前二項の規定により認可を受けた施業案によらなければ、鉱業を行つてはならない。

第六十三条の三 第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により設定された鉱業権の移転があつたときは、移転前の鉱業権者が前条第一項又は第二項の認可を受けた施業案を、その鉱業権の移転を受けた者が認可を受けた施業案とみなして、同条第三項の規定を適用する。

第六十四条の二第二項及び第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第六十五条中「得た探掘権者」を「受けた一般探掘権者」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第六十六条第三項中「試掘権者」を「一般試掘権者」に、「探掘権の設定の出願」を「探掘出願」に改め、同条第四項中「とのわなない」を「調わ

ない」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第六十七条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第六十八条中「附近」を「付近」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第三章の前に次の一条を加える。

#### (定期の報告)

第七十条の二 第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により鉱業権の設定を受けた鉱業権者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業省令で定める期間ごとに、当該鉱業権の鉱区における特定鉱物の掘採の状況、当該特定鉱物の鉱床の狀態その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定は、第二十一条第一項の規定により鉱業権の設定を受けた鉱業権者が第六十七条の規定により特定鉱物の存在の確認を受けた場合に準用する。

第七十六条第四項中「探掘権者」を「一般探掘権者」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第七十七条第一項中「探掘権者」を「一般探掘権者」に、「左に」を「次に」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 経済産業大臣は、第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を認可してはならない。

一 その申請に係る残鉱の掘採その他鉱区の一部における鉱物の経済的開発を行うため必要があること。

二 その申請に係る租鉱権者となろうとする者が前号の経済的開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

三 その申請に係る租鉱権者となろうとする者が第二十九条第一項第三号イからハまで

のいずれにも該当しないこと。

第七十八条第一項中「探掘権者」を「一般探掘権者」に改める。

第七十九条第一項中「探掘権者」を「一般探掘権者」に改め、同条第二項中「探掘権の範囲内において、探掘権者」を「第二十一条第一項の規定により設定された探掘権（以下「一般探掘権」という。）の範囲内において、一般探掘権者」に改め、同項ただし書中「但し、探掘権」を「ただし、一般探掘権」に改める。

第八十条中「探掘権者」を「一般探掘権者」に、「探掘権の」を「一般探掘権の」に、「探掘権」を「一般探掘権」に改める。

第八十一条中「探掘権者」を「一般探掘権者」に、「三箇月以上」を「三月以上」に改める。

第八十三条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 第二十九条第一項第三号イ又はハに該当するに至つたとき。

二 第八十七条において準用する第六十三条第二項の施業案によらないで鉱業を行つたとき。

第八十三条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第八十六条の規定に違反して事業に着手しないとき、又は引き続き六月以上休業したとき。

第八十五条中「探掘鉱区の減少による」を「一般探掘権者の探掘鉱区の減少による」に、「探掘権」を「一般探掘権」に改める。

第八十七条中「第四十四条第一項から第四項まで」を「第四十三條第一項から第四項まで」に、「第六十三條第二項から第四項まで」を「第六十三條第二項及び第三項」に、「租鉱権並びに」を「租鉱権及び」に改める。

第八十八条の見出し中「売渡」を「売渡し」に改め、同条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」

に、「錯そう」を「錯さう」に、「売渡」を「売渡し」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第八十九条第一項中「経済産業局長は、同種」を「経済産業大臣は、一般探掘権者の同種」に、「当該探掘権者」を「当該一般探掘権者」に改め、同条第二項中「同種」を「一般探掘権者は、同種」に、「探掘権者は、他の探掘権者を、他の一般探掘権者に改め、同条第三項中「基く」を「基づく」に、「第四十五条第三項」を「第四十四条第三項」に、「及び第二十四条から第三十五条まで」を、「第二十四条から第二十八条まで並びに第二十九条第一項（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第二項」に改める。

第九十条中「ととのわない」を「調わない」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第九十一条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「当該探掘権者並びに当該探掘権」を「当該一般探掘権者並びに当該一般探掘権」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第九十二条中「探掘権者」を「一般探掘権者」に、「基き探掘権」を「基づき一般探掘権」に、「当該探掘権」を「当該一般探掘権」に改める。

第九十三条中「経済産業局長は、左に」を「経済産業大臣は、次に」に改め、同条第二号中「当該探掘権」を「当該一般探掘権」に改め、同条第三号中「探掘権」を「一般探掘権」に改める。

第九十四条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第九十六条第一項中「探掘鉱区」を「一般探掘権者の探掘鉱区」に、「基き」を「基づき」に、「探掘権」を「一般探掘権」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「探掘権の」を「一般探掘権の」に、「各探掘権者」を「各一般探掘権者」に改める。

第九十七条第二項中「当該探掘権者」を「当該一般探掘権者」に改める。

第九十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「当該探掘権」を「当該一般探掘権」

に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第一百条第五項を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「経済産業局長は、探掘権者又は租鉱権者」を「経済産業大臣は、特定試掘権者又は探掘権者若しくは租鉱権者」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

経済産業大臣は、第四十条第三項又は第七項の規定により試掘権の設定を受けた試掘権者（以下この条において「特定試掘権者」という。）の施業案を変更しなければその鉱区の完全な開発に資することができないと認めるときは、当該特定試掘権者に対し、施業案を変更すべきことを勧告することができる。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 鉱物の探査

（鉱物の探査の許可）

第一百条の二 鉱物の探査（鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査（鉱物の掘採を伴わないものに限る。）であつて、地震探鉱法その他一定の区域を継続して使用するものとして経済産業省令で定める方法によるものをいう。以下単に「探査」という。）を行おうとする者は、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従ひ、次に掲げる事項を記載した申請書に探査を行おうとする区域を表示する図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 申請の区域の所在地

二 探査の期間

三 探査の方法

四 氏名又は名称及び住所

五 その他経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る探査を行うときは、当該許可証を携帯していなければならない。

5 第三項の許可証の再交付及び返納その他許可証に関する手続的事項は、経済産業省令で定める。

（探査の許可の基準）

第一百条の三 経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 その申請に係る探査の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 その申請に係る者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第一百条の五（第三号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その業務を行う役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

三 その申請に係る探査が、他人の鉱区で行われるものであつて、当該鉱区における他人の鉱業の実施を著しく妨害するものであること。

四 その申請に係る探査が、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設の破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反



第七十二条第一項中「及び処分を行つた経済産業局長を」又は異議申立人」に改め、同条を第七十二条とする。

第七十三条中「審査請求人」の下に「又は異議申立人」を加え、「第七十一条を」第二百二十六条に改め、同条を第二百二十八条とする。

第七十四条中「第七十一条を」第二百二十六条に改め、「審査請求人」の下に「又は異議申立人」を加え、同条を第二百二十九条とする。

第七十五条中「処分の執行停止を」の下に「したとき、又は同法第四十八条において準用する同法第三十四条の規定により異議申立てに係る処分の執行停止を」を加え、「当該処分」の相手方及び当該処分を行なつた経済産業局長を「又は異議申立人及び当該処分の相手方」に改め、「第三十五条」の下に「(同法第四十八条において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第三百三十条とする。

第七十六条の見出し及び同条第一項中「裁決」の下に「又は決定」を加え、同条第二項中「裁決書」の下に「又は決定書」を加え、「第七十三条」を「第二百二十八条」に改め、同条を第三百三十一条とする。

第七十七条中「第七十一条を」第二百二十六条に改め、同条を第三百三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(裁定の申請)

第七十三条 次に掲げる者は、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができ

一 第二十一条第一項(第四十四条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の許可に不服のある者(第二十九条第一項(第四十四条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する基準(第二十九条第一項第八号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限る。)

二 第二十九条第一項に規定する基準に適合

していないことを理由とする第二十一条第一項の不許可に不服のある者

三 第四十条第三項又は第七項の許可に不服のある者(同条第三項に規定する基準(同項第五号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限る。)

四 第四十条第一項に規定する基準に適合していないことを理由とする同条第五項同条第八項において準用する場合を含む。の不許可に不服のある者

五 第四十一条第一項の許可に不服のある者(同条第三項に規定する基準(同項第七号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限る。)

六 第四十一条第三項に規定する基準に適合していないことを理由とする同条第一項の不許可に不服のある者

七 第四十五条第一項の許可に不服のある者(同条第二項に規定する基準(同項第四号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限る。)

八 第四十五条第二項に規定する基準に適合していないことを理由とする同条第一項の不許可に不服のある者

九 第五十三条(第八十七条において準用する場合を含む。)の規定による鉱区若しくは租鉱区の減少の処分又は鉱業権若しくは租鉱権の取消しに不服のある者

十 第一百条の二第一項又は第一百条の四第一項の許可に不服のある者(第一百条の三(第一百条の四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する基準(第一百条の三第四号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限る。)

十一 第一百条の三に規定する基準に適合して

いないことを理由とする第一百条の二第一項又は第一百条の四第一項の不許可に不服のある者

十二 第一百条の三第四号に適合しなくなつたことを理由とする第一百条の五の規定による第一百条の二第一項の許可の取消しに不服のある者

十三 第一百六条第一項の許可又は不許可に不服のある者

十四 第七十七条第一項の規定により適用される土地収用法の規定による土地の使用又は収用に關する裁決に不服のある者

第七十八條を削る。  
第七十九条第三項中「審査請求」の下に「又は異議申立て」を加え、同条を第三百三十四条とする。

第八十条の見出し中「審査請求」を「不服申立て」に改め、同条中「審査請求」の下に「又は異議申立て」を、「裁決」の下に「又は決定」を加え、同条を第三百三十五条とする。

第八十一条第二号中「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に改め、同条第三号中「第三十六条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四 第三十九条第一項の規定により鉱業申請をする者

五 第四十一条第一項の規定により探掘権の設定の申請をする者

第八十一条第六号中「第四十五条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第十六号中「第八十六条第一項」を「第二百四十条第一項」に改め、同条を同条第十九号とし、同条中第八号から第十五号までを三号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同条の次に次の二号を加える。

九 第五十一条の二第二項の規定により鉱業権の移転の許可の申請をする者

十 第五十一条の三第一項の規定による届出をする者

第八十一条第六号の次に次の一号を加え

る。

七 第四十五条第一項の規定により鉱区の増減の申請をする者

第八章中第八十一条を第三百三十六条とする。

第八十二条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「附して」を「付して」に改め、同条を第三百三十七条とする。

第八十三条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、「鉱業出願人」の下に「、鉱業申請人」を加え、「立会を」を「立会い」に、「若し調査日時」を「この場合においては、調査日時」に改め、同条を第三百三十八条とする。

第八十四条中「経済産業局長は、左に」を「経済産業大臣は、次に」に改め、「関する出願」の下に「又は申請」を加え、同条第二号中「第二十六条」の下に「(第三十九条第四項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、「同条」を「第二十六条」に改め、同条第三号中「第八十二条」を「第三百三十七条」に改め、同条第四号中「立会」を「立会い」に改め、同条を第三百三十九条とする。

第八十五条を削る。

第八十六条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第三項中「人夫」を「人員」に改め、同条を第四百十条とする。

第八十七条を削る。

第八十八条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「基く」を「基づく」に改め、同条を第四百一十一条とする。

第八十九条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「第三十六条第二項、第四十五条第三項」を「第三十条第二項、第四十四条第三項」に、「第八十四条」を「第二百三十九条」に、「第四十条第二項」を「第三十四条第二項」に、「第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項」を「第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項」に、「第八十二条若しくは



の二第一項に規定する探査を行っている者は、施行日から起算して一月間(当該期間内に同項の許可の申請について不許可の処分があったときは、当該処分があった日までの間)は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該探査を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(石油及び可燃性天然ガス資源開発法の廃止に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行前に第二条の規定による廃止前の石油及び可燃性天然ガス資源開発法(以下「旧資源開発法」という。)第十六条の規定により交付の決定がされた鉱業権者又は租鉱権者に対する補助金については、なお従前の例による。

第九条 前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後に旧資源開発法の規定によつてした処分、手続その他の行為については、旧資源開発法第三条の規定は、なおその効力を有する。

(鉱業抵当法の一部改正)  
第十条 鉱業抵当法(明治三十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。  
第二条ノ二第一項中「探掘権」を「鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二十一条第一項ノ規定ニ依リ設定サレタ探掘権」に改め、同条第二項中「探掘権」を「前項ノ探掘権」に改める。

第四条第一項中「経済産業局長を」を「経済産業大臣(鉱業法第四百五十五号ノ規定ニ依リ同法第五十七条第一項ニ規定シタル経済産業大臣ノ権限ガ経済産業局長ニ委任サレタイルトキハ当該経済産業局長)に改める。

(鉱山保安法の一部改正)  
第十一条 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「含む。」の下に「及び第三

六十三号の二を加え、同条第二項中「経済産業局長と協議して」を削る。

(探石法の一部改正)  
第十二条 探石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十八条中「第七十一条から第七十七号」を「第七十一条から第七十七号」に改める。

第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。  
第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。  
第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。  
第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。  
第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。  
第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。  
第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。  
第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。  
第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。  
第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。  
第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。  
第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。  
第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。  
第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。  
第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。  
第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。  
第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。  
第三十九条第二項中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

十七号まで」を「第二百二十六条から第三百三十二号まで」に、「第三百三十五号」を「第三百三十五号」に改め、同項に後段として次のように加える。

(金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部改正)  
第十六条 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第三十五条中「第七十一条から第七十七号」を「第七十一条から第七十七号」に改める。

第三十六条中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十七条中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十八条中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第三十九条中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第四十条中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第四十一条中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第四十二条中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第四十三条中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第四十四条中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第四十五条中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第四十六条中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第四十七条中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第四十八条中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第四十九条中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第五十条中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第五十一条中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

第五十二条中「第七十九号第一項」を「第七十九号第二項」に改める。

関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条後段を削る。

第四十八条中「含む。」の下に「及び第六十三条の二を加え、」同法第三十三条第二項中「経済産業局長と協議して、その変更を」とあるのは「その変更を」とを削る。

(深海底鉱業暫定措置法の一部改正)  
第十八条 深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条後段を削る。

第三十九条中「経済産業局長と協議して、その変更を」とあるのは「その変更を」とを削る。

(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正)  
第十九条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第九項、第二十六条第一項及び第二十七条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)  
第二十条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項第一号中へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、同項第二号二中「補助金」の下に「交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。この号へ及びトにおいて同じ。」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)  
第二十条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項第一号中へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、同項第二号二中「補助金」の下に「交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。この号へ及びトにおいて同じ。」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)  
第二十条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項第一号中へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、同項第二号二中「補助金」の下に「交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。この号へ及びトにおいて同じ。」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)  
第二十条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項第一号中へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、同項第二号二中「補助金」の下に「交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。この号へ及びトにおいて同じ。」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)  
第二十条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項第一号中へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、同項第二号二中「補助金」の下に「交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。この号へ及びトにおいて同じ。」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)  
第二十条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項第一号中へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、同項第二号二中「補助金」の下に「交付金、補給金、補償金その他の給付金を含む。この号へ及びトにおいて同じ。」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)  
第二十条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

ることとされる場合における納付金とする。

(経済産業省設置法の一部改正)

第二十二條 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第四号中「石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十六号)」を「鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)」に改める。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二十三條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対してされている出願、申請、届出その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣に対してされた出願、申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対し報告、届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定により経済産業大臣に対して、報告、届出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十四條 施行日前にした行為及びこの附則の

規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新鉱業法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新鉱業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

近年、国際的な資源獲得競争が激化していること等に鑑み、鉱物資源の安定的な供給確保を図るため、国内での資源開発がより適切に行われるように、鉱業権の設定に係る許可基準の見直し、国民経済上特に重要な鉱物に係る鉱業権を最適な開発者へ付与する手続制度の創設、鉱物資源の探査に係る許可制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

経済産業・内閣連合審査会議録第一号中正誤一ページ一段の出席委員中、「木村たけつか君」の前に「川島智太郎君」を加える。





平成二十三年五月二十四日印刷

平成二十三年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局